

令和5年4月1日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

（注）通し番号75、84及び85については、本年6月1日付けの適用となります。

改正	現行
旧制度においては、法務省令で技能実習計画書の作成、提出を規定しており、監理団体が技能実習計画を作成し、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していましたが、技能実習計画としての認定を行っているものではありませんでした。 現行制度においてはこれを改め、技能実習を行わせようとする者（実習実施者）は、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることとされ、技能実習計画に記載しなければならない事項や申請の際の添付書類が、技能実習法及びその関連法令で規定されています。 ただし、認定を受けた場合であっても、その後、認定の基準を満たさなくなった場合や、認定計画のとおり技能実習が行われていない場合等には、実習認定の取消しが行われることになりますので、常に法令等の基準を満たして技能実習を適正に行わせる必要があります。 また、技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号及び第3号の区分を設けて認定を受けることとされており、特に第3号技能実習計画に関しては、実習実施者が、「技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること」（法第9条第10号）が認定の基準となります。第2号技能実習及び第3号技能実習を行うためには移行対象職種・作業であることが必要です（P47参照）。 なお、複数職種・作業による技能実習（P126参照）、複数法人による技能実習（P36参照）が可能となっています。 認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。	旧制度においては、法務省令で技能実習計画書の作成、提出を規定しており、監理団体が技能実習計画を作成し、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していましたが、技能実習計画としての認定を行っているものではありませんでした。 現行制度においてはこれを改め、技能実習を行わせようとする者（実習実施者）は、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることとされ、技能実習計画に記載しなければならない事項や申請の際の添付書類が、技能実習法及びその関連法令で規定されています。 ただし、認定を受けた場合であっても、その後、認定の基準を満たさなくなった場合や、認定計画のとおり技能実習が行われていない場合等には、実習認定の取消しが行われることになりますので、常に法令等の基準を満たして技能実習を適正に行わせる必要があります。 また、技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号及び第3号の区分を設けて認定を受けることとされており、特に第3号技能実習計画に関しては、実習実施者が、「技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること」（法第9条第10号）が認定の基準となります。第2号技能実習及び第3号技能実習を行うためには移行対象職種・作業であることが必要です（詳細はP48）。 なお、複数職種・作業による技能実習（詳細はP125）、複数法人による技能実習（詳細はP37）が可能となっています。 認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。

改正	現行
また、外国にその事業所が所在する送出機関については、外国に所在するため日本ではその適否を確認しきれないという問題があります。 旧制度においては、監理団体の許可制がないのと同様に、送出機関についても適正なものをあらかじめ選別するような公的な仕組みはありませんでしたが、現行制度においては、我が国政府と送出国政府との間で二国間取決めに順次作成することとし、各送出国政府において自国の送出機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することとしています。なお、認定された送出機関名については、<u>機構のホームページ（以下「HP」という。）</u>に国ごとに掲載しています。 当該送出国との間で二国間取決めに作成され、当該取決めに基づく制度に移行するまでの間は、送出国政府の公的機関からの推薦状が必要とされるなど規則第25条で定められる要件を満たしていることが必要となります。また、当該取決めに基づく制度に移行した後からは、送出国政府が認定した機関を除いて、当該送出国からの送り出しが認められなくなります。	また、外国にその事業所が所在する送出機関については、外国に所在するため日本ではその適否を確認しきれないという問題があります。 旧制度においては、監理団体の許可制がないのと同様に、送出機関についても適正なものをあらかじめ選別するような公的な仕組みはありませんでしたが、現行制度においては、我が国政府と送出国政府との間で二国間取決めに順次作成することとし、各送出国政府において自国の送出機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することとしています。なお、認定された送出機関名については、<u>法務省及び厚生労働省のホームページ（以下「HP」という。）のほか、</u>機構のHPに国ごとに掲載しています。 当該送出国との間で二国間取決めに作成され、当該取決めに基づく制度に移行するまでの間は、送出国政府の公的機関からの推薦状が必要とされるなど規則第25条で定められる要件を満たしていることが必要となります。また、当該取決めに基づく制度に移行した後からは、送出国政府が認定した機関を除いて、当該送出国からの送り出しが認められなくなります。

改正	現行
○ 移行対象職種・作業に追加されるためには、関係業界内における合意と業所管省庁の同意を得た上で、当該職種・作業が同一作業の反復のみでないこと、送出国の実習ニーズに合致すること、技能等を評価できる技能実習生向けの技能検定等が整備されていること、といった要件を満たす必要があります。 これらの要件に適合するか否かについて、学識経験者と労使からなる専門家会議（技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議）において検討が行われることになります。 移行対象職種・作業の追加については、機構本部事務所の技能実習部<u>認定</u>課に御相談ください。 ○ 複数職種・作業による技能実習については <u>P 1 2 6</u> から <u>P 1 2 9</u> を参照してください。	○ 移行対象職種・作業に追加されるためには、関係業界内における合意と業所管省庁の同意を得た上で、当該職種・作業が同一作業の反復のみでないこと、送出国の実習ニーズに合致すること、技能等を評価できる技能実習生向けの技能検定等が整備されていること、といった要件を満たす必要があります。 これらの要件に適合するか否かについて、学識経験者と労使からなる専門家会議（技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議）において検討が行われることになります。 移行対象職種・作業の追加については、機構本部事務所の技能実習部<u>援助</u>課に御相談ください。 ○ 複数職種・作業による技能実習については <u>P 1 2 5</u> から <u>P 1 2 8</u> を参照してください。

改正	現行
○ 規則第10条第2項第2号ハ及びニの要件については、移行対象職種・作業に係るものについては、技能等の修得等の促進を図り、効果的な技能実習を可能とする観点から、業務に従事させる時間全体と比べた必須業務、関連業務及び周辺業務の時間の割合を算出し、それぞれ、必須業務が2分の1以上、関連業務が2分の1以下、周辺業務が3分の1以下となっていることを求めるものです。 また、必須業務、関連業務及び周辺業務のそれぞれについて、従事させる時間のうち10分の1以上を安全衛生に係る業務を行わせる必要があります。 <u>〈計算方法〉</u> <u>分子：安全衛生に係る業務</u> <u>分母：（安全衛生に係る業務＋それ以外の業務）</u> なお、移行対象職種・作業の審査基準に定めている関連業務、周辺業務は例示であり、審査基準に定めのない業務を関連業務、周辺業務として実施することも認められる場合があります。その場合、関連業務であれば、 ・（略） について立証していただく必要があります。判断に悩む場合には、事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。 ○（略） 【確認対象の書類】 （略） 【留意事項】 ○（略） ○ 時間外労働等について 時間外労働や休日労働、深夜労働については、技能実習が、技能等の修得等を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理	○ 規則第10条第2項第2号ハ及びニの要件については、移行対象職種・作業に係るものについては、技能等の修得等の促進を図り、効果的な技能実習を可能とする観点から、業務に従事させる時間全体と比べた必須業務、関連業務及び周辺業務の時間の割合を算出し、それぞれ、必須業務が2分の1以上、関連業務が2分の1以下、周辺業務が3分の1以下となっていることを求めるものです。 また、必須業務、関連業務及び周辺業務のそれぞれについて、従事させる時間のうち10分の1以上を安全衛生に係る業務を行わせる必要があります。 なお、移行対象職種・作業の審査基準に定めている関連業務、周辺業務は例示であり、審査基準に定めのない業務を関連業務、周辺業務として実施することも認められる場合があります。その場合、関連業務であれば、 ・（略） について立証していただく必要があります。判断に悩む場合には、事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。 ○（略） 【確認対象の書類】 （略） 【留意事項】 ○（略） ○ 時間外労働等について 時間外労働や休日労働、深夜労働については、技能実習が、技能等の修得等を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理

由がない限り、原則として行われることが想定されていないものです。したがって、技能実習計画において、時間外労働等を当初から予定した申請がされることは、原則として想定されていません。

この原則は労働基準法第41条において労働時間等に関する規定の適用除外となっている職種・作業を含みます。

なお、やむを得ない業務上の事情等により、時間外労働等を行う必要が有る場合には、労働関係法令を遵守して行うことはもとより、時間外労働等を行わせている場合において、当該時間外労働等が技能等の修得等の活動の一環として行われ、技能実習生に対する技能等の修得等に係る指導が可能な体制が構築されていることが必要となります。

※（略）

由がない限り、原則として行われることが想定されていないものです。したがって、技能実習計画において、時間外労働等を当初から予定した申請がされることは、原則として想定されていません。

なお、やむを得ない業務上の事情等により、時間外労働等を行う必要が有る場合には、労働関係法令を遵守して行うことはもとより、時間外労働等を行わせている場合において、当該時間外労働等が技能等の修得等の活動の一環として行われ、技能実習生に対する技能等の修得等に係る指導が可能な体制が構築されていることが必要となります。

※（略）

改正	現行
○ 規則第 10 条第 2 項第 3 号トの「第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること」又は「第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること」については、本国に 1 か月以上帰国する前に第 3 号技能実習の計画の認定申請を行う場合については、帰国の予定がある旨の記載を行うこととなります。なお、第 2 号技能実習の終了後に外国人建設・造船就労者受入事業により建設・造船業務に従事していた者、第 1 号技能実習の開始前にインドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定（E P A）に基づき、看護師免許又は介護福祉士資格の取得を目的として、本邦において、必要な知識及び技能を修得する活動に従事していた者については、規則附則第 4 条から第 6 条までに帰国期間の特例が定められていますので、技能実習生の履歴書（参考様式第 1—3 号）の「⑩訪日経験」欄の該当欄に所要の訪日経験及び帰国（予定）期間を記載する必要があります。建設・造船業務に従事していた者の帰国期間の詳細については、出入国在留管理庁又は厚生労働省の HP に掲載されている「新たな技能実習制度と建設・造船就労活動の関係」を御参照ください。 また、一時帰国の時期を変更する場合、機構への届出は不要ですが、地方出入国在留管理局における在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請の審査の際には、技能実習計画に記載されたとおりの一時帰国の有無を確認することとなるため、帰国時期の変更を行った旨の説明（様式自由）を添付して申請する必要があります。ただし、本件規定による一時帰国は、1 か月以上連続して一時帰国する必要がある、分割して一時帰国したものを合算することにより 1 か月以上帰国したものとして変更することは認められません。	○ 規則第 10 条第 2 項第 3 号トの「第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること」又は「第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること」については、本国に 1 か月以上帰国する前に第 3 号技能実習の計画の認定申請を行う場合については、帰国の予定がある旨の記載を行うこととなります。なお、第 2 号技能実習の終了後に外国人建設・造船就労者受入事業により建設・造船業務に従事していた者、第 1 号技能実習の開始前にインドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定（E P A）に基づき、看護師免許又は介護福祉士資格の取得を目的として、本邦において、必要な知識及び技能を修得する活動に従事していた者については、規則附則第 4 条から第 6 条までに帰国期間の特例が定められていますので、技能実習生の履歴書（参考様式第 1—3 号）の「⑩訪日経験」欄の該当欄に所要の訪日経験及び帰国（予定）期間を記載する必要があります。建設・造船業務に従事していた者の帰国期間の詳細については、出入国在留管理庁又は厚生労働省の HP に掲載されている「新たな技能実習制度と建設・造船就労活動の関係」を御参照ください。 また、一時帰国の時期を変更する場合、機構への届出は不要ですが、地方出入国在留管理局における在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請の審査の際には、技能実習計画に記載されたとおりの一時帰国の有無を確認することとなるため、帰国時期の変更を行った旨の説明（様式自由）を添付して申請する必要があります。ただし、本件規定による一時帰国は、1 か月以上連続して一時帰国する必要がある、分割して一時帰国したものを合算することにより 1 か月以上帰国したものとして変更することは認められません。

なお、一時帰国期間の計算においては、初日は算入されません（例えば、1月1日に出国確認を受けた場合には、同年2月1日以降に上陸許可を受ける必要があります。）。

- 規則第10条第2項第3号チの「同じ技能実習の段階（第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。）に係る技能実習を過去に行ったことがないこと（やむを得ない事情がある場合を除く。）」については、技能実習は段階的に技能等の修得等を行うものであるため、同じ段階の技能実習を過去に行ったことがないことを求めるものです。同じ段階の技能実習を再度行うことが認められるやむを得ない事情としては、以下のものが該当します。①転籍、②再実習（同業種）により、再度技能実習計画の認定を受けようとする場合には、新規の技能実習計画の認定が必要です。

なお、中断後の再開に係る手続については、これまで新規の技能実習計画の認定を必要としていましたが、令和5年4月1日以降は、技能実習計画の変更認定手続により行えることとしています（中断後の再開に係る手続の詳細については後記第13節第4を参照してください。）

（削除）

① 転籍

実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、

- 規則第10条第2項第3号チの「同じ技能実習の段階（第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。）に係る技能実習を過去に行ったことがないこと（やむを得ない事情がある場合を除く。）」については、技能実習は段階的に技能等の修得等を行うものであるため、同じ段階の技能実習を過去に行ったことがないことを求めるものです。同じ段階の技能実習を再度行うことが認められるやむを得ない事情としては、以下のものが該当します。なお、①中断後の再開、②転籍、③再実習（同業種）により、再度技能実習計画の認定を受けようとする場合には、新規の技能実習計画の認定が必要です。

① 中断後の再開

技能実習生の病気・怪我（労災を含む。）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて技能実習の再開を希望する場合が該当します。この場合は、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を提出することが必要となります。なお、技能実習生自身が職務怠慢により欠勤していたなど、技能実習を継続する意思や能力を欠くことに起因した中断については、再開は認められません。

※ この場合の実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。

② 転籍

実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、

実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。この場合は、新規の技能実習計画の認定申請に際して、他の添付書類とともに、理由書（様式自由）と転籍を行うことが必要となった事情を明らかにする資料を提出することが必要となります。

※ この場合の実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。ただし、上記の事情に起因して技能実習計画を実質的に履行できなかった期間については、実習期間として通算しない取扱いとします。

※ 転籍先においても、原則、同一職種・作業の技能実習を行う必要がありますが、同一職種・作業を行うことができる転籍先を探したものの、見つかることができないといったやむを得ない事情が認められる場合には、同一職種内であれば異なる作業への変更が認められることがあります。

※ やむを得ない事情により、第2号又は第3号技能実習中に前段階の技能実習と同一職種内の異なる作業への変更が認められた場合、変更後の職種・作業に係る前段階の技能検定等の受検は必須ではありません。

② 再実習（同業種）
（略）

実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。この場合は、新規の技能実習計画の認定申請に際して、他の添付書類とともに、理由書（様式自由）と転籍を行うことが必要となった事情を明らかにする資料を提出することが必要となります。

※ この場合の実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。ただし、上記の事情に起因して技能実習計画を実質的に履行できなかった期間については、実習期間として通算しない取扱いとします。

（新設）

③ 再実習（同業種）
（略）

改正	現行
○ 第1号の技能実習生については、入国後一定の期間、「① 日本語」、「② 本邦での生活一般に関する知識」、「③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」に掲げる科目について、講習を受講することが必要となります。 ※ 入国後講習は、第1号企業単独型の場合は申請者（実習実施者）が、第1号団体監理型の場合には監理団体が自ら又は他の適切な者に委託して行います <u>が、必ずしも対面ではなくオンラインでの実施を可能としています</u>（「第4章第2節第7（4）入国後講習の施設確保に関するもの」（P84参照））。 <u>※ 入国後講習の期間中（企業単独型技能実習の場合は入国後に③の科目が終了するまでの間）に技能実習生を業務に従事させることはできません。</u> ○各科目における留意点は次に記載するとおりです。 ①～②（略） ③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。） 以下の事項等が講義内容に含まれていなければなりません。講義では、以下の事項について技能実習生手帳の該当部分を示し、また、出入国在留管理庁作成の広報動画を活用するな	○ 第1号の技能実習生については、入国後一定の期間、「① 日本語」、「② 本邦での生活一般に関する知識」、「③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」に掲げる科目について、講習を受講することが必要となります。 ※ 入国後講習は、第1号企業単独型の場合は申請者（実習実施者）が、第1号団体監理型の場合には監理団体が自ら又は他の適切な者に委託して行います。 <u>入国後講習中には、技能実習生を業務に従事させることはできません。</u> <u>※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、オンラインでの実施を可能としています</u>（「第4章第2節第7（4）入国後講習の施設確保に関するもの」（P84）参照）。 （新設） ○各科目における留意点は次に記載するとおりです。 ①～②（略） ③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。） 以下の事項等が講義内容に含まれていなければなりません。講義では、以下の事項について技能実習生手帳の該当部分を示し、また、出入国在留管理庁作成の広報動画を活用するな

ど、わかりやすく説明してください。

・(略)

※(略)

※ 企業単独型技能実習と異なり、団体監理型技能実習を行わせる場合においては、「技能実習生の法的保護に必要な情報」に係る講義をより適切に実施する観点から、申請者（実習実施者）又は監理団体の職員以外で技能実習法令、入管法令、労働関係法令等技能実習生の法的保護に必要な情報について十分な知識を有する外部講師が当該講義を行うこととされています。

※ 講義で使用する技能実習生手帳は、冊子版のほか、電子データ版を印刷したもの、スマートフォン向けアプリ版のいずれを使用しても差し支えありません。

- ④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識

技能実習生が従事する業務内容を具体的に理解できるよう、認定計画の内容等を説明することが求められます。このほか、機械の構造や操作に関する知識のほか、技能実習への心構え、企業内での規律等の講義が想定されます。また、座学により技能実習生が従事する職種・作業に応じた安全衛生教育を必ず実施することが求められます。職種・作業における特有の課題を説明することが重要であることから、例えば、技能実習生の労働災害の防止・健康確保の観点から、食品製造関係職種等の製造業の場合には取り扱う製造機械の安全な使用方法を、農業職種の場合には農業機械や農薬の安全な取扱いを、建設職種の場合には墜落・転落災害の防止対策や石綿暴露防止等の労働衛生対策について、技能実習生にわかりやすく説明することが求められます。一部の職種については、機構のHPに掲載する安全衛生対策マニュアルの活用なども想定されます（<https://www.otit.go.jp/anzen/>）。さらに、現場施設見学を行う場合が「①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」の科目に該当することとなります。なお、講習実施施設の外で講習を実施しても差

ど、わかりやすく説明してください。

・(略)

※(略)

※ 企業単独型技能実習と異なり、団体監理型技能実習を行わせる場合においては、「技能実習生の法的保護に必要な情報」に係る講義をより適切に実施する観点から、申請者（実習実施者）又は監理団体の職員以外で技能実習法令、入管法令、労働関係法令等技能実習生の法的保護に必要な情報について十分な知識を有する外部講師が当該講義を行うこととされています。

(新設)

- ④ ①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識

技能実習生が従事する業務内容を具体的に理解できるよう、認定計画の内容等を説明することが求められます。このほか、機械の構造や操作に関する知識のほか、技能実習への心構え、企業内での規律等の講義が想定されます。また、座学により技能実習生が従事する職種・作業に応じた安全衛生教育を必ず実施することが求められます。職種・作業における特有の課題を説明することが重要であることから、例えば、技能実習生の労働災害の防止・健康確保の観点から、食品製造関係職種等の製造業の場合には取り扱う製造機械の安全な使用方法を、農業職種の場合には農業機械や農薬の安全な取扱いを、建設職種の場合には墜落・転落災害の防止対策や石綿暴露防止等の労働衛生対策について、技能実習生にわかりやすく説明することが求められます。一部の職種については、外国人技能実習機構のHPに掲載する安全衛生対策マニュアルの活用なども想定されます（<https://www.otit.go.jp/anzen/>）。さらに、現場施設見学を行う場合が「①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」の科目に該当することとなります。なお、講習実施施設の外で講習を

し支えありませんが、実習実施者の工場の生産ライン等の商品生産施設においては見学以外の活動は認められません。商品生産施設での機械操作教育や安全衛生教育は、講習とは別に実習実施者において、技能等の修得のための活動として実施しなければなりません。

○（略）

【確認対象の書類】

（略）

【留意事項】

○（略）

○ 団体監理型技能実習における入国後講習と雇用契約の発効

- ・ 団体監理型技能実習においては、実習実施者と技能実習生との間の雇用契約に基づき技能等を修得する活動を開始する前に監理団体が実施する講習のみを入国後講習の時間数として計算することができます。このため、雇用契約発効後に行われる講習は、監理団体が実施した場合であっても規則で規定する入国後講習の必要時間数に含めません。
- ・ 技能実習生が危険又は有害な業務に従事することが予定されている場合に、法令で義務付けられている技能講習、特別教育等を受講する必要がある場合がありますが、これについては、特に必要と認められる場合を除き、入国後講習終了後に各実習実施者における技能等修得活動中に受講させるものであることが望ましいものです。

また、技能実習計画上、法令で技能講習等の修了が義務づけられている作業を行わせることを予定している場合は、計画に従って当該作業を行わせることができるよう計画的に技能講習等を修了する必要があります（法令上技能講習等の修了が義務づけられている作業を、技能講習等が未修了の技能実習生に行わせた場合は、労働安全衛生法等に違反します。）。

なお、入国後講習期間中に受講させる場

実施しても差し支えありませんが、実習実施者の工場の生産ライン等の商品生産施設においては見学以外の活動は認められません。商品生産施設での機械操作教育や安全衛生教育は、講習とは別に実習実施者において、技能等の修得のための活動として実施しなければなりません。

○（略）

【確認対象の書類】

（略）

【留意事項】

○（略）

○ 団体監理型技能実習における入国後講習と雇用契約の発効

- ・ 団体監理型技能実習においては、実習実施者と技能実習生との間の雇用契約が発効する前に監理団体が実施する講習のみを入国後講習の時間数として計算することができます。このため、雇用契約発効後に行われる講習は、監理団体が実施した場合であっても規則で規定する入国後講習の必要時間数に含めません。
- ・ 技能実習生が危険又は有害な業務に従事することが予定されている場合に、法令で義務付けられている技能講習、特別教育等を受講する必要がある場合がありますが、これについては、特に必要と認められる場合を除き、入国後講習終了後に各実習実施者における技能等修得活動中に受講させるものであることが望ましいものです。

なお、入国後講習期間中に受講させる場

合であっても、①当該講習等が実習実施者による指揮命令を受けるものでないこと、②監理団体の責任の下で行われること、③実習実施者の施設で行われるものでないこと、④事故等により負傷等した場合の補償措置が講じられていること、⑤技能実習計画の認定申請時に技能講習等の実施時期、場所等が記載され、入国後講習として行うことが明らかになっていること等が必要です。

○ 入国後講習後の実習実施者による講習の実施

- ・ 雇用契約に基づき技能等を修得する活動を開始した後に、実習実施者の主催による日本語等の講習を実施することは可能です。なお、技能実習生の参加を強制し業務として行う場合には、労働基準法上の労働時間として賃金の支払対象となることに留意することが必要です。

【用語の解説】

○ (略)

○ 技能実習生手帳

技能実習生手帳は、技能実習生が日本において健康で充実した技能実習生活を過ごすことができるように技能実習生の心構え、生活・衛生面における情報、出入国及び労働関係法令のほか、行政相談窓口の案内など、技能実習生に役に立つ情報を分かりやすくまとめ、技能実習生の母国語に翻訳した上で、技能実習生の入国時に入国審査官を介して配付されているものです。技能実習生手帳については、機構のHPに公表していますので御活用ください。

なお、最新の技能実習生手帳をいつでも、どこでも見られるようスマートフォン向けアプリを開発しておりますので、同アプリも併せて御活用ください。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大による特例措置】

【関係の省令の規定】

附 則

合であっても、①当該講習等が実習実施者による指揮命令を受けるものでないこと、②監理団体の責任の下で行われること、③実習実施者の施設で行われるものでないこと、④事故等により負傷等した場合の補償措置が講じられていること、⑤技能実習計画の認定申請時に技能講習等の実施時期、場所等が記載され、入国後講習として行うことが明らかになっていること等が必要です。

○ 入国後講習後の実習実施者による講習の実施

- ・ 雇用契約に基づき技能等を修得する活動を開始した後に、実習実施者の主催による日本語等の講習を実施することは可能です。なお、技能実習生の参加を強制し業務として行う場合には、賃金の支払対象となることに留意することが必要です。

【用語の解説】

○ (略)

○ 技能実習生手帳

技能実習生手帳は、技能実習生が日本において健康で充実した技能実習生活を過ごすことができるように技能実習生の心構え、生活・衛生面における情報、出入国及び労働関係法令のほか、行政相談窓口の案内など、技能実習生に役に立つ情報を分かりやすくまとめ、技能実習生の母国語に翻訳した上で、技能実習生の入国時に入国審査官を介して配付されているものです。技能実習生手帳については、機構のHPに公表していますので御活用ください。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大による特例措置】

【関係の省令の規定】

附 則

(技能実習の内容の特例)

(削除)

第八条 入国後講習についての第十条第二項第七号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「十二分の一以上」とあるのは、「十二分の一以上（機構が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、当該技能実習生が入国前講習（四十五日以上の期間かつ二百四十時間以上の課程を有するものに限る。）を受けた場合にあつては、二十四分の一以上）」とする。

※ 令和5年6月1日に施行される令和5年法務省・厚生労働省令第2号の省令改正により、附則第8条の規定は削除されます。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人の国際的な移動に関する制限が講じられた場合、

(削除)

・ 入国者に対する本邦の防疫措置により、入国後の講習開始までに一定の時間を要すること
が想定されることを踏まえ、技能実習生の保護

(技能実習の内容の特例)

第七条 入国後講習についての第十条第二項第

七号ハの規定の適用については、令和四年七月三十一日までの間、同号ハ中「過去六月以内」とあるのは、「過去六月以内（機構が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合にあつては令和元年八月一日以降）」とする。

第八条 入国後講習についての第十条第二項第七号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「十二分の一以上」とあるのは、「十二分の一以上（機構が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、当該技能実習生が入国前講習（四十五日以上の期間かつ二百四十時間以上の課程を有するものに限る。）を受けた場合にあつては、二十四分の一以上）」とする。

(新設)

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人の国際的な移動に関する制限が長期化していることにより、

・ 技能実習生が入国する時期によっては、送出国・地域において受けていた講習が入国前講習の要件を満たさなくなること

・ 入国者に対する本邦の防疫措置により、入国後の講習開始までに一定の時間を要すること
が想定されることを踏まえ、技能実習生の保護

を図るため、規則第１０条第２項第７号ハの適用に関し、特例措置を設けています。 ○ <u>具体的には、要件を満たす入国前講習を実施する場合に「第１号技能実習の総時間数の１２分の１以上」とする入国後講習の時間数については、機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合（※）であって、技能実習生が本邦外において、「４５日以上期間かつ２４０時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第１号技能実習の総時間数の２４分の１」に短縮することが認められます。（令和５年５月３１日までの特例措置）</u> （削除） （削除） （削除）	を図るため、<u>令和３年２月の改正において、規則第１０条第２項第７号ハの適用に関し、以下の特例措置を設けています。</u> （新設） ① <u>「過去６月以内」の特例について</u> <u>入国前講習の要件のうち「過去６月以内」に実施することについて、機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合（※）には、令和元年８月１日以降に技能実習生が受講する講習が入国前講習として認められます。</u> <u>※ 技能実習計画認定申請書において、本邦入国前の講習が過去６か月以内に行われていない場合にあっては、当該講習が令和元年８月１日以降に行われていること及びその理由について新型コロナウイルス感染症による入国制限によるものであることを機構が申請者に確認します。</u> <u>※ 本件特例措置は、令和３年７月の改正において１年間延長を行った（期限；令和４年７月３１日）。</u> <u>【確認対象の書類】</u> <u>・ 入国前講習が過去６月以内に行われていない理由を記載した書類（様式自由）</u> <u>【留意事項】</u> <u>・ ①の特例措置は、令和３年２月２６日から令和４年７月３１日までの間に申請された技能実習計画について適用されます。</u> <u>・ 改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画につい</u>
---	--

※ 技能実習計画認定申請書において、入国後講習を24分の1以上に短縮する内容である場合は、入国後の待機期間中にオンラインでの入国後講習が実施できない理由を機構が申請者に確認します。

【確認対象の書類】

・(略)

【留意事項】

- ・ 特例措置の適用を受けた場合も、入国前講習と入国後講習の時間数の合計は、現行の施行規則に規定されている総時間数と同じになります。

(削除)

ても、①の適用対象となります。

- ・ ①の措置の適用を受けることにより、入国後講習を含む技能実習の効果的かつ安全な実施及び技能実習生の我が国での日常生活に支障が生じないよう、監理団体等においては、入国前講習終了後の技能実習生に我が国での生活や円滑な技能等の修得等に資する知識に触れる機会を提供するなど、必要に応じて入国前講習の効果を低減させない取組を行ってください。

- ・ 入国後講習の「本邦での生活一般に関する知識」の科目では、新型コロナウイルス感染症の感染防止策や災害時の対応について周知してください。

② 「12分の1以上」の特例について

要件を満たす入国前講習を実施する場合に「第1号技能実習の総時間数の12分の1以上」とする入国後講習の時間数については、機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合(※)であって、技能実習生が本邦外において、「45日以上期間かつ240時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第1号技能実習の総時間数の24分の1」に短縮することが認められます。

※ 技能実習計画認定申請書において、入国後講習を24分の1以上に短縮する内容である場合は、入国後の待機期間中にオンラインでの入国後講習が実施できない理由を機構が申請者に確認します。

【確認対象の書類】

・(略)

【留意事項】

- ・ ②の特例措置の適用を受けた場合も、入国前講習と入国後講習の時間数の合計は、現行の施行規則に規定されている総時間数と同じになります。

- ・ ②の特例措置は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況及び本邦の防疫措置の状況を踏まえ、当分の間の特例措置として適用されるものです。特例措置の終期については、上記の状況を踏まえて検討し、一定の周

・ 措置の適用を受ける場合は、各科目の入国後講習時間の合計が第 1 号技能実習予定時間全体の 24 分の 1 以上となるようにしてください。 ・ (略) ・ 措置の適用を受けることにより、技能実習の効果的かつ安全な実施及び技能実習生の我が国での日常生活に支障が生じないよう、監理団体等においては、単に入国前講習の時間数を増やすにとどまらず、必要に応じて教材や講習の内容等を工夫するなどして講習の質の向上に努め、技能実習開始後も技能実習生の日常生活に支障が生じていないか確認してください。	<u>知期間を設けた上で、お知らせします。</u> <u>・ 令和 3 年 2 月 26 日にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても、②の適用対象となります。</u> ・ <u>②</u>の措置の適用を受ける場合は、各科目の入国後講習時間の合計が第 1 号技能実習予定時間全体の 24 分の 1 以上となるようにしてください。 ・ (略) ・ <u>②</u>の措置の適用を受けることにより、技能実習の効果的かつ安全な実施及び技能実習生の我が国での日常生活に支障が生じないよう、監理団体等においては、単に入国前講習の時間数を増やすにとどまらず、必要に応じて教材や講習の内容等を工夫するなどして講習の質の向上に努め、技能実習開始後も技能実習生の日常生活に支障が生じていないか確認してください。
---	--

【通し番号】07

【改正箇所】第4章 第2節 第6 修得等をした技能等の評価に関するもの

改正	現行
○ 特に、第1号技能実習又は第2号技能実習の場合で、それぞれ第2号技能実習又は第3号技能実習に移行する予定がある場合には、次段階の技能実習への円滑な移行を図る必要があることから、余裕を持って技能実習計画の認定申請や地方出入国在留管理局への在留資格変更許可申請の手続きを行えるよう計画的に技能実習を行わせてください。 <u>○ 技能実習生が技能検定又は技能実習評価試験を受検後に、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）が試験実施機関から当該技能実習生の技能検定の合格証書若しくは技能検定試験合格通知又はこれに相当する技能実習評価試験の合格を証明する書面を受領した場合は、監理団体や実習実施者が保管することなく、速やかに当該技能実習生本人へ手交してください。</u>	○ 特に、第1号技能実習又は第2号技能実習の場合で、それぞれ第2号技能実習又は第3号技能実習に移行する予定がある場合には、次段階の技能実習への円滑な移行を図る必要があることから、余裕を持って技能実習計画の認定申請や地方出入国在留管理局への在留資格変更許可申請の手続きを行えるよう計画的に技能実習を行わせてください。 （新設）

改正	現行
【確認対象の書類】 ・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号） （削除） ・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の<u>履歴書並びに</u>就任承諾書及び誓約書（参考様式第1-5号） （削除） ・ 技能実習責任者に対する講習を修了したことを証明する書類 【留意事項】 ○ 技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員の兼務について 技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員は、各々に求められる要件を備えた上であれば、兼務することは可能です。 <u>○ 技能実習責任者の常勤性が確認できる書類について</u> <u>令和5年4月1日から、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書において、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であることを誓約していただくことにより、原則、提出を不要とする取扱いに変更していますが、申請受理後、個別に常勤性が確認できる書類の提出を依頼する場合があります。</u>	【確認対象の書類】 ・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号） ・ <u>技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書（参考様式第1-4号）</u> ・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書（参考様式第1-5号） ・ <u>技能実習責任者の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証など）</u> <u>※ 健康保険等の被保険者証における保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングの上、提出をお願いします。</u> ・ 技能実習責任者に対する講習を修了したことを証明する書類 【留意事項】 ○ 技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員の兼務について 技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員は、各々に求められる要件を備えた上であれば、兼務することは可能です。 （新設）

改正	現行
【確認対象の書類】 ・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第 1 号） （削除） ・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書（参考様式第 1-5 号） （削除） 【留意事項】 ○（略） ○ 技能実習指導員の現場への常駐 技能実習指導員は、技能実習生を直接指導する必要があることから、技能実習を行わせる事業所（工場など）に所属して勤務する者を選任しなければなりません。 ○ <u>技能実習指導員の配置</u> <u>技能実習を継続して行わせる体制を整備するためには、必ずしも技能実習指導員と技能実習生を常に同時に配置することまで求めるものではありませんが、技能実習指導員は技能実習生を直接指導する必要があることから、その指導が適切に行われるよう複数人選任する等の体制を整備することが望まれます（本節第 7（1）参照）。</u> <u>また、技能実習の実施方法により、次のような点に留意する必要があります。</u> ・ <u>建設関係職種など、様々な現場に出向いて技能実習を行うことが想定される場合にあっては、1 人の技能実習指導員が複数の現場に配置された技能実習生を指導することは妨げられないところ、技能実習指導員は技能実習生が技能実習を行う現場を巡回するなど、技能実習指導員が認定計画に従って直接指導する体制を整備しておくこと。</u> ・ <u>交代制勤務により技能実習を実施する場合にあっては、技能実習指導員を含めた各職員</u>	【確認対象の書類】 ・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第 1 号） ・ <u>技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書（参考様式第 1-4 号）</u> ・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書（参考様式第 1-5 号） ・ <u>技能実習指導員の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証など）</u> <u>※ 健康保険等の被保険者証における保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングの上、提出をお願いします。</u> 【留意事項】 ○（略） ○ 技能実習指導員の現場への常駐 技能実習指導員は、技能実習生を直接指導する必要があることから、技能実習を行わせる事業所（工場など）に所属して勤務する者を選任しなければなりません。 （新設）

がいわゆる早番・遅番、交代勤務、夜間勤務等を行う場合が想定されるところ、技能実習指導員を技能実習生と常に同じシフトとすることまで求めるものではないが、認定計画に従って技能実習を行うことができるよう修得等する技能等の内容によっては直接指導する体制とする必要があること。

○ 技能実習指導員に対する講習の受講

技能実習指導員は、技能実習責任者と異なり講習の受講は義務ではありませんが、技能実習指導員に対する講習を修了したものであることが望ましいと考えられます。(技能実習指導員に対する講習を修了している場合、優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。詳しくは「優良な実習実施者に関するもの」(P 1 0 6 参照))。

○ 技能実習指導員の常勤性が確認できる書類について

令和5年4月1日から、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書において、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であることを誓約していただくことにより、原則、提出を不要とする取扱いに変更していますが、申請受理後、個別に常勤性が確認できる書類の提出を依頼する場合があります。

○ 技能実習指導員に対する講習の受講

技能実習指導員は、技能実習責任者と異なり講習の受講は義務ではありませんが、技能実習指導員に対する講習を修了したものであることが望ましいと考えられます。(技能実習指導員に対する講習を修了している場合、優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。詳しくは「優良な実習実施者に関するもの」(P 1 0 5) 参照。)

(新設)

改正	現行
【確認対象の書類】 ・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第 1 号） （削除） ・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書（参考様式第 1－5 号） （削除） 【留意事項】 ○（略） ○ 生活指導員に対する講習の受講 生活指導員は、技能実習責任者と異なり講習の受講は義務ではありませんが、生活指導員に対する講習を修了したものであることが望ましいと考えられます。（生活指導員に対する講習を修了している場合、優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。詳しくは「優良な実習実施者に関するもの」（P 1 0 6 参照）。 <u>○ 生活指導員の常勤性が確認できる書類について</u> <u>令和 5 年 4 月 1 日から、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書において、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であることを誓約していただくことにより、原則、提出を不要とする取扱いに変更していますが、申請受理後、個別に常勤性が確認できる書類の提出を依頼する場合があります。</u>	【確認対象の書類】 ・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第 1 号） ・ <u>技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書（参考様式第 1－4 号）</u> ・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書（参考様式第 1－5 号） ・ <u>生活指導員の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証など）</u> <u>※ 健康保険等の被保険者証における保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングの上、提出をお願いします。</u> 【留意事項】 ○（略） ○ 生活指導員に対する講習の受講 生活指導員は、技能実習責任者と異なり講習の受講は義務ではありませんが、生活指導員に対する講習を修了したものであることが望ましいと考えられます。（生活指導員に対する講習を修了している場合、優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。詳しくは「優良な実習実施者に関するもの」（P 1 0 6）参照。） （新設）

改正	現行
○ 入国後講習の実施は、入国後講習が座学で行われることに照らして、机と椅子が整えられた学習に適した施設（実習実施者又は監理団体が施設を自己所有していることまでを求めるものではなく、例えば市や町の公民館を借りるなど、実習実施者又は監理団体が他の者から賃借するなどの方法で施設を確保することでも差し支えありません。）で行われなければならないこととされていますが、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法（音声と映像が伴うものに限る。）によりオンラインで実施することを可能としています。なお、このような方法で入国後講習を行う場合であっても、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。	○ 入国後講習の実施は、入国後講習が座学で行われることに照らして、机と椅子が整えられた学習に適した施設（実習実施者又は監理団体が施設を自己所有していることまでを求めるものではなく、例えば市や町の公民館を借りるなど、実習実施者又は監理団体が他の者から賃借するなどの方法で施設を確保することでも差し支えありません。）で行われなければならないこととされていますが、<u>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、</u>講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法（音声と映像が伴うものに限る。）によりオンラインで実施することを可能としています。なお、このような方法で入国後講習を行う場合であっても、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。

改正	現行
○ また、技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は<u>いかなる理由であっても</u>当然ながら許されません。 ○（略） ○ 技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反して誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても、<u>「やさしい日本語」（難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語）を意識するなど</u>丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努める必要があります。	○ また、技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。 ○（略） ○ 技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反して誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努める必要があります。

改正	現行
○ また、実習実施者又は監理団体は、技能実習計画と反する内容の取決めを技能実習生との間で行ってはなりません。「技能実習計画と反する内容の取決め」の代表的な例としては、<u>一定の時間外労働時間数を超過した場合に最低賃金額未満の賃金額で支払うとする取決めや時間外労働に対して出来高払制で賃金を支払うとする取決めなどがあります。</u>	○ また、実習実施者又は監理団体は、技能実習計画と反する内容の取決めを技能実習生との間で行ってはなりません。「技能実習計画と反する内容の取決め」の代表的な例としては、<u>技能実習生の雇用契約について、技能実習計画の認定申請の際に提出した雇用契約書に記載された報酬より低い報酬を支払う旨の別の合意を行っていた場合などが考えられます。</u>

【通し番号】14

【改正箇所】第4章 第2節 第7（12）技能実習を継続して行わせる体制に関するもの

改正	現行
○ また、技能実習を継続して行わせる体制を整備する観点から、技能実習生の人数及び作業内容に照らして、技能実習指導員の数が著しく少ない場合などには、その体制を強化し適切なものとするのが求められます <u>（本節第7（2）参照）</u> 。	○ また、技能実習を継続して行わせる体制を整備する観点から、技能実習生の人数及び作業内容に照らして、技能実習指導員の数が著しく少ない場合などには、その体制を強化し適切なものとするのが求められます。

改正	現行
○ また、技能検定等の受検料や監理団体に支払う監理費等の費用がかかるからといって、技能実習生の報酬の額を低くすることは許されません。 技能実習制度では時間外労働を原則としては想定していません（P5 <u>1</u> 参照）が、やむを得ない業務上等の事情等により時間外労働等を行わせる場合、適正に割増賃金が支払われなければなりません。 ○ 技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書（参考様式1-14号）を提示して説明してください。<u>技能実習開始後に技能実習生とトラブルになりやすい部分ですので、必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を確実に得ておく</u>ことが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、<u>例えば割増賃金率に関する記載があっても、技能実習が技能等の修得を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理由がある場合を除き、原則として時間外労働を行われることが想定されていないことや、</u>控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等、特に手取り支給額について、雇用契約書及び雇用条件書の該当箇所を母国語にて丁寧に説明してください。 ○ あわせて、雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、<u>実際に技能実習生が従事することとなる業務を行っている様子を撮影した動画を視聴させるなど、</u>技能実習生に対し予定される技能実習における業務の内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。	○ また、技能検定等の受検料や監理団体に支払う監理費等の費用がかかるからといって、技能実習生の報酬の額を低くすることは許されません。 技能実習制度では時間外労働を原則としては想定していません（P5 <u>2</u> 参照）が、やむを得ない業務上等の事情等により時間外労働等を行わせる場合、適正に割増賃金が支払われなければなりません。 ○ 技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書（参考様式1-14号）を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得<u>る</u>ことが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等、特に手取り支給額について、雇用契約書及び雇用条件書の該当箇所を母国語にて丁寧に説明してください。 ○ あわせて、雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務の内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

改正	現行
○ 実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。基本方針（第3章第7節）において、実習実施者は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、快適な住環境を確保するとされており、これを踏まえ、適切な宿泊施設を確保してください。新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、宿泊施設においても3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けることができるよう、必要な対応を行ってください。また、下記の事項が確認できることが必要です。 ①～②（略） ③ 適当かつ十分な消火設備を<u>火災が発生した際に機能するよう実効性のある場所に設置しており、日頃から点検して適正な維持管理のための措置を講じていること</u> ④ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m²以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること ※ 「私有物収納設備」については、プライバシーの確保や盗難防止の観点から、身の回りの品を収納できる一定の容量があり、かつ、施錠可能で持出不可なものであることが必要です（個人別に施錠可能な部屋である場合を除く。）。<u>技能実習生の私物であるスーツケースを私有物収納設備として利用しているケースがありますが、私有物収納設備の設置はあくまでも実習実施者の責任において行われるものであり、このような私物の利用では私有物収納設備を設ける措置を講じているとは認められません。</u> 「施錠可能」について、収納設備に施錠機能がない場合には、南京錠やチェーンロックなどにより施錠機能を施してください。 また、「持出不可」について、収納設備が	○ 実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。基本方針（第3章第7節）において、実習実施者は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、快適な住環境を確保するとされており、これを踏まえ、適切な宿泊施設を確保してください。新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、宿泊施設においても3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けることができるよう、必要な対応を行ってください。また、下記の事項が確認できることが必要です。 ①～②（略） ③ 適当かつ十分な消火設備を<u>設置する</u>措置を講じていること ④ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m²以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること ※ 「私有物収納設備」については、プライバシーの確保や盗難防止の観点から、身の回りの品を収納できる一定の容量があり、かつ、施錠可能で持出不可なものであることが必要です（個人別に施錠可能な部屋である場合を除く。）。 「施錠可能」について、収納設備に施錠機能がない場合には、南京錠やチェーンロックなどにより施錠機能を施してください。 また、「持出不可」について、収納設備が建物に備え付けられていない場合、防犯ワイヤー等で建物に固定してください。 単に押し入れの中を技能実習生ごとに区分けしたり、個人ごとの収納ボックスを付与したのみでは、私有物収納設備とは認められません。

建物に備え付けられていない場合、防犯ワイヤー等で建物に固定してください。

単に押し入れの中を技能実習生ごとに区分けしたり、個人ごとの収納ボックスを付与したのみでは、私有物収納設備とは認められません。

なお、鍵については、当該私有物収納設備等を使用する技能実習生自身に管理させなければなりません。

⑤～⑨（略）

○（略）

【確認対象の書類】

- ・ 技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式第 1-16 号）

（削除）

【留意事項】

○（略）

○ 2 階以上の寝室に寄宿する建物について

容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を 2 箇所以上（収容人数 15 人未満は 1 箇所）設ける措置を講じなければなりません。すべり台、避難はしご、避難用タラップ等の同様の代替措置により技能実習生の安全を確保できる措置を講じている場合には、技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式第 1-16 号）の特記事項に当該代替措置等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請していただく必要があります。

○ 技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書について

令和 5 年 4 月 1 日から、技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書は、技能実習計画申請における提出は不要とし、実習実施者において保管する取扱いに変更します。

なお、鍵については、当該私有物収納設備等を使用する技能実習生自身に管理させなければなりません。

⑤～⑨（略）

○（略）

【確認対象の書類】

- ・ 技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式第 1-16 号）

・ 技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第 1-19 号）

【留意事項】

○（略）

○ 2 階以上の寝室に寄宿する建物について

容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を 2 箇所以上（収容人数 15 人未満は 1 箇所）設ける措置を講じなければなりません。すべり台、避難はしご、避難用タラップ等の同様の代替措置により技能実習生の安全を確保できる措置を講じている場合には、技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式第 1-16 号）の特記事項に当該代替措置等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請していただく必要があります。

（新設）

改正	現行
○ 居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、以下のとおりでなければなりません。 ・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用（<u>土地の購入代・土地の造成費用等土地に関する費用は除く。</u>）、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額 ・ 借上物件の場合 借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。）を入居する技能実習生の人数で除した額以内の額 なお、借上物件であっても、監理団体・実習実施者の役員、専従者、同居の親族の所有物件である場合などで、実質的に貸主が監理団体・実習実施者と同一視できる場合には、<u>自己所有物件とみなすこととなります。したがって、借上物件として評価すべき事情について詳細な説明をいただくとともに、必要に応じて実地検査を行うことがあります。</u> ○ 水道・光熱費については、実際に要した費用を当該宿泊施設で技能実習生と同居している者（実習実施者やその家族を含む）の人数で除した額以内の額でなければなりません。 <u>○ なお、水道・光熱費等の値上がりを理由として負担額を変更する場合などについては、あらかじめその旨を技能実習生に説明し、理解を得ておくことが望まれます。</u>	○ 居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、以下のとおりでなければなりません。 ・ 自己所有物件の場合 実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額 ・ 借上物件の場合 借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。）を入居する技能実習生の人数で除した額以内の額 なお、借上物件であっても、監理団体・実習実施者の役員、専従者、同居の親族の所有物件である場合などで、実質的に貸主が監理団体・実習実施者と同一視できる場合には、借上物件として評価すべき事情について詳細な説明をいただくとともに、必要に応じて実地検査を行うことがあります。 ○ 水道・光熱費については、実際に要した費用を当該宿泊施設で技能実習生と同居している者（実習実施者やその家族を含む）の人数で除した額以内の額でなければなりません。 （新設）

【通し番号】18

【改正箇所】第4章 第2節 第10（6）報酬の口座振込み等に関するもの

改正	現行
○ 支払方法にかかわらず、報酬の支払状況が確認できる資料を保管し、機構等による検査及び監理団体による監査の際に示せるようにしておく必要があります。 ○ なお、預貯金口座への振込みを行う場合には、技能実習生に対し、報酬の支払方法として預貯金口座への振込みがあることを説明した上で、当該査の同意を得ることが必要となります。	○ 支払方法にかかわらず、報酬の支払状況が確認できる資料を保管し、<u>外国人技能実習</u>機構等による検査及び監理団体による監査の際に示せるようにしておく必要があります。 ○ なお、預貯金口座への振込みを行う場合には、技能実習生に対し、報酬の支払方法として預貯金口座への振込みがあることを説明した上で、当該<u>外国人</u>の同意を得ることが必要となります。

改正	現行
○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。 ① 技能等の修得等に係る実績 項目欄 Ⅳ 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定 <u>（実習実施者に所属する技能実習生にのみ貸与等している場合は含まない。）</u>	○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。 ① 技能等の修得等に係る実績 項目欄 Ⅳ 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定

改正	現行
○ 「過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）」については、以下のとおり計算します。 ①～③（略） ④ やむを得ない不受検者とは、本来対象となるものの、実習実施者の責めによらない理由での失踪、推奨される期間内に受検申請を行ったにもかかわらず実習期間中の技能検定等の受検予約ができなかった場合や技能実習生の事情による途中帰国などにより、不受検となった者をいい、不受検となった原因が実習実施者の責任とはいえないものを指します。 <u>なお、技能実習生自身が受検を辞退した場合や、一度不合格となり、再受検前に実習を終了した場合、当該実習生はやむを得ない不受検者には当たりません。</u> ○ 「過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、以下のとおり計算します。 ①～④（略） ⑤ やむを得ない不受検者とは、本来対象となるものの、実習実施者の責めによらない理由での失踪、推奨される期間内に受検申請を行ったにもかかわらず実習期間中の技能検定等の受検予約ができなかった場合や技能実習生の事情による途中帰国などにより、不受検となった者をいい、不受検となった原因が実習実施者の責任とはいえないものを指します。 <u>なお、技能実習生自身が受検を辞退した場合や、一度不合格となり、再受検前に実習を終了した場合、当該実習生はやむを得ない不受検者には当たりません。</u>	○ 「過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）」については、以下のとおり計算します。 ①～③（略） ④ やむを得ない不受検者とは、本来対象となるものの、実習実施者の責めによらない理由での失踪、推奨される期間内に受検申請を行ったにもかかわらず実習期間中の技能検定等の受検予約ができなかった場合や技能実習生の事情による途中帰国などにより、不受検となった者をいい、不受検となった原因が実習実施者の責任とはいえないものを指します。 ○ 「過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、以下のとおり計算します。 ①～④（略） ⑤ やむを得ない不受検者とは、本来対象となるものの、実習実施者の責めによらない理由での失踪、推奨される期間内に受検申請を行ったにもかかわらず実習期間中の技能検定等の受検予約ができなかった場合や技能実習生の事情による途中帰国などにより、不受検となった者をいい、不受検となった原因が実習実施者の責任とはいえないものを指します。

改正	現行
○ 「技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率」については、「第二号技能実習及び第三号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生が技能等の修得等をしようとする意欲の向上に資するようにすることが必要」と規定する基本方針の趣旨を、実効あるものとするため、昇給率が高い場合に優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、技能実習生の待遇に関し積極的な配慮を行う実習実施者となることを推奨するものです。以下について留意することが必要です。 ① 直近の技能実習事業年度に申請者において第1号技能実習又は第2号技能実習を修了した技能実習生のうち引き続き申請者が次の段階の技能実習を行わせた者が対象となります。 <u>なお、直近の技能実習事業年度に対象となる技能実習生がいない場合に限り、申請者において直近の技能実習事業年度に引き続き次段階の技能実習を行わせている技能実習生を対象とすることができます。</u>	○ 「技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率」については、「第二号技能実習及び第三号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生が技能等の修得等をしようとする意欲の向上に資するようにすることが必要」と規定する基本方針の趣旨を、実効あるものとするため、昇給率が高い場合に優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、技能実習生の待遇に関し積極的な配慮を行う実習実施者となることを推奨するものです。以下について留意することが必要です。 ① 直近の技能実習事業年度に申請者において第1号技能実習又は第2号技能実習を修了した技能実習生のうち引き続き申請者が次の段階の技能実習を行わせた者が対象となります。

改正	現行
○ 「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）」については、失踪がゼロ又は失踪の割合が低いことを優良な実習実施者の要件の加点要素とすることにより、失踪防止に関し積極的な配慮を行う実習実施者となることを推奨するものです。以下について留意することが必要です。 ① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。ただし、「優良」の判断については、申請後に生じた事情も勘案して行います。 ② <u>「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと」における失踪者とは、監理団体等から外国人技能実習機構に対し「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されたもの（同届出書の訂正を行った場合を含む。）を指します。</u> ③ 次の分子分母によります。 - 分子：直近過去3年以内の失踪者数 - 分母：直近過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数 ④ 「10%未満又は1人以下」、「20%未満又は2人以下」又は「20%以上又は3人以上」の区分については、一律に失踪の割合だけで評価した場合には小規模な実習実施者では少数の失踪者が発生しただけでも大きな減点となってしまうことに配慮して失踪者数による評価を可能としたものです。失踪の割合よりも失踪者数により評価した方が申請者に有利な場合には失踪者数により評価を行うこととなります。	○ 「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）」については、失踪がゼロ又は失踪の割合が低いことを優良な実習実施者の要件の加点要素とすることにより、失踪防止に関し積極的な配慮を行う実習実施者となることを推奨するものです。以下について留意することが必要です。 ① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。ただし、「優良」の判断については、申請後に生じた事情も勘案して行います。 （新設） ② 次の分子分母によります。 - 分子：直近過去3年以内の失踪者数 - 分母：直近過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数 ③ 「10%未満又は1人以下」、「20%未満又は2人以下」又は「20%以上又は3人以上」の区分については、一律に失踪の割合だけで評価した場合には小規模な実習実施者では少数の失踪者が発生しただけでも大きな減点となってしまうことに配慮して失踪者数による評価を可能としたものです。失踪の割合よりも失踪者数により評価した方が申請者に有利な場合には失踪者数により評価を行うこととなります。

改正	現行
○ 「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。 ただし、法人である実習実施者を分割した場合において、分社により事業を承継した実習実施者が、分社前の実習実施者に在籍していた技能実習生を受け入れる<u>場合や、本邦に入国しておらず、技能実習を開始していない技能実習生を受け入れる場合については対象となり</u>ません。	○ 「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。 ただし、法人である実習実施者を分割した場合において、分社により事業を承継した実習実施者が、分社前の実習実施者に在籍していた技能実習生を受け入れる<u>ことでは認められ</u>ません。

改正	現行
【留意事項】 ○ 「常勤」の職員について 常勤の職員は、技能実習生を受け入れている実習実施者に継続的に雇用されている職員（いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。）<u>としています。例えば、下記の①又は②のいずれかに該当する場合にあっては、常勤の職員として差し支えありません。</u> <u>① 所定労働日数が週5日以上及び年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。</u> <u>② 雇用保険の被保険者であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。</u> 外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生は、常勤の職員に該当しません。これは、技能実習生は、技能等を修得等する立場にあるため、実習実施者の指導体制の目安として設けている受入れ人数枠の算出根拠となる常勤の職員には含まないとするものです。 なお、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等の代表者は、<u>原則として、</u>法人の役員であり、職員として取り扱うことはできませんが、法人から労働の対価として報酬を受けている場合であって、法人に使用される者（例：取締役部長）については、役員が職員も兼ねるものとして、<u>上記の①又は②のいずれかに該当する場合にあっては、常勤の職員に含めて差し支えありません。</u> ○（略） ○ 造船業における常勤の職員の取扱い 造船業は、多くの工程から構成される総合組立作業であるため、多くの関係者が重層的な構造で関わっており、一つの事業所の正規職員以外の作業員も当該事業所の職員と同様に同一の管理の下で作業に従事している実態があります。このような特殊性に鑑み、造船業における常勤の職員については、次のとおり取り扱うことを可能としています。	【留意事項】 ○ 「常勤」の職員について 常勤の職員<u>には</u>、技能実習生を受け入れている実習実施者に継続的に雇用されている職員（いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。）<u>が該当します。</u> 外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生は、常勤の職員に該当しません。これは、技能実習生は、技能等を修得等する立場にあるため、実習実施者の指導体制の目安として設けている受入れ人数枠の算出根拠となる常勤の職員には含まないとするものです。 なお、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等の代表者は、法人の役員であり、職員として取り扱うことはできませんが、法人から労働の対価として報酬を受けている場合であって、法人に使用される者（例：取締役部長）については、役員が職員も兼ねるものとして、<u>職員として取り扱うことが可能です。</u> ○（略） ○ 造船業における常勤の職員の取扱い 造船業は、多くの工程から構成される総合組立作業であるため、多くの関係者が重層的な構造で関わっており、一つの事業所の正規職員以外の作業員も当該事業所の職員と同様に同一の管理の下で作業に従事している実態があります。このような特殊性に鑑み、造船業における常勤の職員については、次のとおり取り扱うことを可能としています。

※ 建設業における常勤の職員についても、同様の取扱いを可能としていましたが、「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（令和元年国土交通省告示第269号）」の制定による人数枠の設定と合わせて、令和4年4月1日から、このような取扱いはしていません。

※ 建設業における常勤の職員についても、現在は同様の取扱いを可能としていますが、「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（令和元年国土交通省告示第269号）」の制定による人数枠の設定と合わせて、令和4年4月1日から、このような取扱いはしないこととなります。

改正	現行
○ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者が想定されています。 ① (略) ② この法律に違反し、罰金刑に処せられた者、その他出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものに違反し、罰金刑に処せられた者（法第10条第2号・政令第1条） ③～④ (略) ○ いずれも、「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」がその対象となります。 <u>※ 刑の執行猶予の言渡しを受けた後、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過した者は、刑の「執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない場合」には該当せず、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過することによって直ちに欠格事由を離脱することになります。大赦又は特赦により刑の言渡しの効力を失った者についても同様です。</u>	○ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者が想定されています。 ① (略) ② この法律その他出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者（法第10条第2号・政令第1条） ③～④ (略) ○ いずれも、「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」がその対象となります。 (新設)

改正	現行
○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」（法第 10 条第 9 号）については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に依じて該当性が判断されることとなります。 ①（略） ② 労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者 労働基準関係法令で送検され、かつ、刑罰（法第 10 条第 2 号及び第 4 号に規定されている罰金刑は除く。）が確定された者 ※ 「申請の日前 5 年以内」に該当するか否かは、当該刑罰に係る行為時で判断することとし、刑罰の対象となった違反が技能実習生に係る違反か否かにはよりません。 <u>※ 「労働基準関係法令」には、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などがあります。</u>	○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」（法第 10 条第 9 号）については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に依じて該当性が判断されることとなります。 ①（略） ② 労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者 労働基準関係法令で送検され、かつ、刑罰（法第 10 条第 2 号及び第 4 号に規定されている罰金刑は除く。）が確定された者 ※ 「申請の日前 5 年以内」に該当するか否かは、当該刑罰に係る行為時で判断することとし、刑罰の対象となった違反が技能実習生に係る違反か否かにはよりません。 （新設）

改正	現行
○ 通常の変更をしようとする場合にあっては、変更に係る事由が発生した日から1か月以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に技能実習計画軽微変更届出書（省令様式第3号）を提出しなければなりません。届出をするに際しては、次の表に掲げる変更事由に応じた書類を併せて提出することが求められます。 <u>○ 省令様式第3号に記載する内容が、同様式の記の「1 認定番号」欄、「2 認定年月日」欄及び「4 技能実習生」欄以外の記載が全て同一のときは、それら3つの欄の記載について、別紙を用いて表形式で記載すれば、同様式の提出は1通にまとめて届け出をすることも可能です。</u> <u>また、過去3年以内又は5年以内の申請又は届出により提出したものと内容に変更がない場合にあっては、どの申請又は届出に添付したかを明示することにより、変更事由に応じた書類の提出を省略することができます。それぞれの書類ごとの省略することができる期間については、別紙②を参照してください。</u> ○（略） 【確認対象の書類】 ・（略） 【留意事項】 ○ 技能実習の区分の変更について 技能実習の区分（法第8条第2項第5号）を事後的に変更することは、法律上想定されていません（法第11条第1項）。 <u>○ 技能実習開始後に全く別の職種・作業の技能実習へ変更することについて</u> <u>新規の技能実習計画の認定申請をすることは手続上可能ですが、技能実習は段階的に技能等の習得を目指すものであることから、技能実習開始後に全く異なる職種・作業に変更することは想定されていません。</u>	○ 通常の変更をしようとする場合にあっては、変更に係る事由が発生した日から1か月以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に技能実習計画軽微変更届出書（省令様式第3号）を提出しなければなりません。届出をするに際しては、次の表に掲げる変更事由に応じた書類を併せて提出することが求められます。 <u>なお、省令様式第3号に記載する内容が、同様式の記の「1 認定番号」欄、「2 認定年月日」欄及び「4 技能実習生」欄以外の記載が全て同一のときは、それら3つの欄の記載について、別紙を用いて表形式で記載すれば、同様式の提出は1通にまとめて届け出をすることも可能です。</u> ○（略） 【確認対象の書類】 ・（略） 【留意事項】 ○ 技能実習の区分の変更について 技能実習の区分（法第8条第2項第5号）を事後的に変更することは、法律上想定されていません（法第11条第1項）。 （新設）

【改正箇所】第4章 第4節 技能実習計画の変更(技能実習法第11条) 表 技能実習計画の変更認定と届出の区分

改正	現行
表 技能実習計画の変更認定と届出の区分 項目欄 7 技能実習の期間及び時間数 番号欄 1 添付書類欄 ・実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の変更箇所 <u>(中断後の再開の場合)</u> ・<u>中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)</u> <u>※ 再開に際して、技能実習を行わせる事業所や技能実習生の待遇等の計画記載事項について届出の対象となる変更を同時に行う場合には、技能実習変更認定申請の際に、それぞれの計画記載事項に対応する添付書類の提出書類も併せて提出が必要。</u> 特記事項欄 【実習の開始時期の変更】 (略) 【実習の延べ期間の変更】 (略) <u>【中断後の再開による実習期間の変更】</u> ・<u>実習開始後、やむを得ない事由により、一時的に実習を中断し、当該事由の解消後に実習を再開し、計画の終期が変更となる場合は、変更認定が必要(変更認定に先立ち、別途技能実習実施困難時届出書の提出が必要。)</u> <u>※ 再開に際して人数枠の基準を満たしている必要があります(人数枠の特例は適用されません。)</u> 項目欄 7 技能実習の期間及び時間数 番号欄	表 技能実習計画の変更認定と届出の区分 項目欄 7 技能実習の期間及び時間数 番号欄 1 添付書類欄 ・実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の変更箇所 (新設) 特記事項欄 【実習の開始時期の変更】 (略) 【実習の延べ期間の変更】 (略) (新設) 項目欄 7 技能実習の期間及び時間数 番号欄

2 添付書類欄 ・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ・所轄労働基準監督署に届け出た労働基準法第36条に基づく労使協定（以下「36 協定」という。）の写し ・<u>やむを得ない業務上の事情等を説明する資料</u> 項目欄 9 技能実習生の待遇 番号欄 9 添付書類欄 ・技能実習計画（別記様式第1号第2面） ・技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書 ・宿泊施設の概要の分かる資料（見取り図） ・<u>技能実習生が同意した上で署名した意思確認書（任意様式）</u> 項目欄 12 実習実施予定表 番号欄 5 添付書類欄 ・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ・36 協定の写し ・<u>やむを得ない業務上の事情等を説明する資料</u>	2 添付書類欄 ・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ・所轄労働基準監督署に届け出た労働基準法第36条に基づく労使協定（以下「36 協定」という。）の写し （新設） 項目欄 9 技能実習生の待遇 番号欄 9 添付書類欄 ・技能実習計画（別記様式第1号第2面） ・技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書 ・宿泊施設の概要の分かる資料（見取り図） （新設） 項目欄 12 実習実施予定表 番号欄 5 添付書類欄 ・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ・36 協定の写し （新設）
--	---

改正	現行
○ この届出は、技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせる都度ではなく、当該実習実施者において初めて技能実習計画の認定を受けて技能実習を開始したときのみ、届出を行うことで差し支えありません。 <u>○ 届出がなされていない場合、当該実習実施者における以後の技能実習計画認定申請の審査において届出の状況を確認することとなるため、審査に時間を要し、技能実習開始予定日までに認定を受けることができなくなる場合があります。</u>	○ この届出は、技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせる都度ではなく、当該実習実施者において初めて技能実習計画の認定を受けて技能実習を開始したときのみ、届出を行うことで差し支えありません。 (新設)

改正	現行
○ 技能実習生が技能実習計画の満了前に途中で帰国することとなる場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面<u>(参考様式第1-43号)</u>により十分に行った上、技能実習生の帰国が決定した時点で<u>技能実習実施困難時届出書とともに</u>帰国前に機構の地方事務所・支所の認定課へ届け出なければなりません。これは、旧制度において技能実習生の意に反して技能実習計画の満了前に帰国させるという事案が発生したことを受けたものです。 <u>なお、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で 必ず帰国する前に届け出て（郵送の場合は必着）ください。</u> ただし、帰国便の都合や帰国予定の技能実習生が期間満了日までに有給休暇をまとめて消化する等の技能実習期間の満了まで技能実習を行わせられないことにやむを得ない事情がある場合など技能実習生の意に反するものでないことが確認できる場合には、参考様式（第1-40号）等により、帰国の意思確認を十分に行い、これらのやむを得ない事情があったことを記録しておく場合は、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。 ○（略） ○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱い、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット（https://www.otit.go.jp/info_kanri/）等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。	○ 技能実習生が技能実習計画の満了前に途中で帰国することとなる場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生の帰国が決定した時点で帰国前に機構の地方事務所・支所の認定課へ届け出なければなりません。これは、旧制度において技能実習生の意に反して技能実習計画の満了前に帰国させるという事案が発生したことを受けたものです。 ただし、帰国便の都合や帰国予定の技能実習生が期間満了日までに有給休暇をまとめて消化する等の技能実習期間の満了まで技能実習を行わせられないことにやむを得ない事情がある場合など技能実習生の意に反するものでないことが確認できる場合には、参考様式（第1-40号）等により、帰国の意思確認を十分に行い、これらのやむを得ない事情があったことを記録しておく場合は、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。 ○（略） ○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱い、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット（https://www.otit.go.jp/info_kanri/）等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。

・（略）

・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休暇等の説明等

その上で、技能実習生が帰国することを希望した場合には、技能実習の継続や終了後の再開の意思を把握するための資料として、技能実習生本人が作成した「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第 1-42 号)を、監理団体又は企業単独型実習実施者において保管するようにしてください。

また、一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者の下で技能実習を再開する場合には、新規の技能実習計画の認定は必要なく、変更認定により行えることとしています。この場合は、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を提出することが必要となります（中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあっては、経緯等を記載した理由書に代えて、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第 1-42 号) 写しを提出することも可能です。）。

なお、再開に際して人数枠に係る基準を満たしている必要があります（人数枠の特例は適用されません。）。

そのため、本人が出産等のため一度は帰国を希望する場合であっても、上記申告書を使用するなどして、計画的に技能実習を再開することができるように実習再開の意思をあらかじめ確認し、再開する場合の時期、双方の連絡先などについて認識を共有しておくことが望まれます。

○ 病気・怪我による技能実習の中断については、入院を伴う治療等実習に全く従事することができず技能修得を行うことができなかったことが客観的に立証できる場合に限られるため、単に体調不良等を理由として数日間自宅で療養する場合など、技能実習を行わせることが困難となったものと認められないときは、再開は認められません。そのため、このような場合には、技能実習実施困難時届出書を提出することは不

・（略）

・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休暇等の説明等

（新設）

要となります。

○（略）

○ なお、実習実施者や監理団体が責任を持って次の実習先を確保することが必要ですが、機構が行う実習先変更支援のサービスを利用することも可能です。

○ 省令様式第9号に記載する内容が、同様式の記の「2の① 認定番号」欄、「2の② 認定年月日」欄及び「3 技能実習生」欄以外の記載が全て同一のときは、それら3つの欄の記載について、別紙を用いて表形式で記載すれば、同様式の提出は1通にまとめて届け出をすることも可能です。

○ 技能実習生の妊娠・出産等を理由に、技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合は、認定計画に従って技能実習を行わせていないものとして、技能実習計画の認定の取消の対象となります。

【留意事項】

○ 技能実習生が失踪した場合について

技能実習生が失踪した場合については、まずは、同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNS、また、送出機関等と連携しながら、本国の緊急連絡先（技能実習生の家族等）に対して確認するなどにより所在把握に努めてください。その上で、技能実習を行わせることが困難となった場合には、機構への技能実習実施困難時届出が必要となります。失踪した技能実習生の失踪先が判明して説得を行うなどしている場合であっても、上記のとおり技能実習実施困難時届出書を提出しなければなりません。いったん失踪した技能実習生が失踪前の実習実施者に復帰し、技能実習の再開を希望する場合の取扱いについては、別途機構地方事務所に御相談ください。

なお、失踪した技能実習生については、入管法上の在留資格の取消手続の対象となります。

その他、失踪を発生させないために配慮いただきたいことや失踪が発生した場合の手続の詳細

○（略）

○ なお、実習実施者や監理団体が責任を持って次の実習先を確保することが必要ですが、機構が行う実習先変更支援のサービスを利用することも可能です。

（新設）

（新設）

【留意事項】

○ 技能実習生が失踪した場合について

技能実習生が失踪した場合についても技能実習を行わせることが困難となった場合に該当することから、機構への技能実習実施困難時届出が必要となります。失踪した技能実習生の失踪先が判明して説得を行うなどしている場合であっても、上記のとおり技能実習実施困難時届出書を提出しなければなりません。いったん失踪した技能実習生が失踪前の実習実施者に復帰し、技能実習の再開を希望する場合の取扱いについては、別途機構地方事務所に御相談ください。

なお、失踪した技能実習生については、入管法上の在留資格の取消手続の対象となります。

細については、出入国在留管理庁作成のリーフ
レット（掲載場所：[https://www.moj.go.jp/isa/
publications/materials/nyuukokukanri0700153.
html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri0700153.html)）を御参照ください。

【通し番号】31

【改正箇所】第4章 第11節 帳簿の備付け(技能実習法第20条)

改正	現行
○ それぞれの帳簿書類に記載すべき最低限の事項は次のとおりです。 ① 技能実習生の管理簿 ・ 技能実習生の名簿（最低限の記載事項は次のとおり） ア～ク（略） ケ 外国人雇用状況届出の届出日 <u>（技能実習生が雇用保険被保険者に該当する場合は、雇用保険被保険者通知書に記載されている確認（受理）通知年月日の日付）</u> コ～ツ（略）	○ それぞれの帳簿書類に記載すべき最低限の事項は次のとおりです。 ① 技能実習生の管理簿 ・ 技能実習生の名簿（最低限の記載事項は次のとおり） ア～ク（略） ケ 外国人雇用状況届出の届出日 コ～ツ（略）

【通し番号】32

【改正箇所】第4章 第12節 実施状況報告(技能実習法第21条)

改正	現行
○ 実習実施者は、毎年1回、実施状況報告書(省令様式第10号)を作成の上、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません <u>(報告対象期間中に技能実習生の受入れを行っていないければ提出不要です)</u> 。	○ 実習実施者は、毎年1回、実施状況報告書(省令様式第10号)を作成の上、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません。

改正	現行
<u>第4 中断後の再開手続等</u> ○ <u>技能実習生の病気・怪我（労災を含む。）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等のやむを得ない理由により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて同じ実習実施者の下で技能実習の再開を希望する場合には、以下のとおり取り扱うこととします。</u> ※ <u>中断後の再開に係る手続については、これまで新規の技能実習計画の認定を必要としていましたが、令和5年4月1日以降は、技能実習計画の変更認定により行えることとしています。</u> ① <u>技能実習の中断手続（技能実習実施困難時届出）</u> <u>やむを得ない理由による技能実習の中断に際して、「技能実習実施困難時届出書」を機構に提出してください。その際には、同届出書様式の「技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因」欄において理由を選択（または「その他」欄に記載）した上で、「上記事由の概要（発生時期、経緯、原因、今後の対応等）」欄に再開予定時期等の今後の予定を記載してください。</u> ② <u>技能実習の再開手続（技能実習変更認定申請）</u> <u>中断した技能実習を再開する場合は、中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を添付の上、本人の希望時期に合わせて技能実習計画の変更認定申請を行ってください。</u> ※ <u>再開に際して人数枠に係る基準を満たしている必要があります（人数枠の特例は適用されません。）。そのため、中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあっては計画的に技能実習を再開することができるよう技能実習生と実習実施者の間であらかじめ調整する</u>	（新設）

ことが望まれます。

※ この場合の実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。

※ 中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあつては、経緯等を記載した理由書に代えて、妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書（参考様式第 1-42 号）写しを提出することも可能です。

③ 在留資格等手続（在留資格認定申請書交付申請等）

ア 技能実習を中断し、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けずに出国した場合
上記②の変更認定後、地方出入国在留管理局において在留資格認定証明書の交付を受けた上で、外国にある日本大使館等で改めて査証を取得する必要があります。

イ 技能実習を中断し、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受け出国し、再入国許可の期限内に再入国する場合

上記②の変更認定後、特段の手続は必要ありません。ただし、中断後に在留期限を迎える場合は在留期間の更新（又は在留資格の変更）が必要です。

※ 再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受け出国した場合であっても、再入国許可の期限を超えて入国する場合又は、在留期間の更新（又は在留資格の変更）手続を行うことなく出国し、在留期限を超えて入国する場合は、上記アの手続が必要となります。

ウ 本邦での在留を継続した状態で技能実習を中断した場合

中断後に在留期限を迎える場合は、在留期間の更新（又は在留資格の変更）が必要です。

○ 技能実習生自身が職務怠慢により欠勤していたなど、技能実習を継続する意思や能力を欠くことに起因した中断については、再開は認められません。

また、病気・怪我による中断については、入

院を伴う治療等実習に全く従事することができず技能修得を行うことができなかったことが客観的に立証できるものに限られます。そのため、単に体調不良等を理由として数日間自宅で療養する場合など、技能実習を行わせることが困難となったものと認められないときは、再開は認められません。なお、このような場合には、技能実習実施困難時届出書を提出することは不要となります。

○ あらかじめ、再開予定時期が明らかになっている場合は、技能実習実施困難時届出書の提出と併せて、技能実習計画の変更認定申請を行うこともできます。

○ なお、実習の再開に際して、中断前と再開時の実習実施者が異なる場合は、新規の技能実習計画の認定申請手続が必要になります。

改正	現行
【監理事業の概要】 ○ 監理団体は、上記の届出をしようとする場合において、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するときは、他の実習実施者や監理団体等との転籍に向けた連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。 <u>「必要な措置」には、技能実習生に次の実習先をあつせんすること、次の実習先が確保されるまでの間の生活支援等も含まれます。</u>	【監理事業の概要】 ○ 監理団体は、上記の届出をしようとする場合において、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するときは、他の実習実施者や監理団体等との転籍に向けた連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。

【通し番号】35

【改正箇所】第5章 第1節 第2 申請書の記載事項(技能実習法第23条第2項)

改正	現行
○ また、外国の送出国については、法第23条第2項第6号に基づき、その要件が規則第25条に定められています（後述 P218 参照）。	○ また、外国の送出国については、法第23条第2項第6号に基づき、その要件が規則第25条に定められています（後述 P213 参照）。

改正	現行
○ 監査を実施するにあたり、監理団体は、技能実習生が認定計画と異なる作業に従事していないか、実習実施者が出入国又は労働に関する法令に違反していないかなどの事項について、監理責任者の指揮の下で、3か月に1回以上の頻度で、実習実施者に対して適切に行うことが必要です。 ※（略） ※ なお、監理責任者は、実習実施者の役職員若しくは過去5年以内に役職員であった場合や、これらの者の配偶者若しくは二親等以内の親族である場合は、当該実習実施者の実習監理を行うことはできず、他の監理責任者を新たに選任し、実習監理を行わせる必要があります（規則第53条）。 <u>※ 「3月に1回以上の頻度」とは、入国後講習開始日の属する月を起算月とする3月（四半期）ごとに少なくとも1回監査を実施するということです。</u> <u>例えば、入国後講習開始日が4月16日である場合は、6月30日までに監査を実施する必要があり、次回は、7月1日から9月30日までの期間に、監査を実施することになります。</u> <u>なお、適正な実習監理の観点からは、定期的に技能実習の実施状況を確認することが妥当であることから、前回監査実施日を起算日として3か月以内ごとに監査を実施することが望ましいと考えられます。</u>	○ 監査を実施するにあたり、監理団体は、技能実習生が認定計画と異なる作業に従事していないか、実習実施者が出入国又は労働に関する法令に違反していないかなどの事項について、監理責任者の指揮の下で、3か月に1回以上の頻度で、実習実施者に対して適切に行うことが必要です。 ※（略） ※ なお、監理責任者は、実習実施者の役職員若しくは過去5年以内に役職員であった場合や、これらの者の配偶者若しくは二親等以内の親族である場合は、当該実習実施者の実習監理を行うことはできず、他の監理責任者を新たに選任し、実習監理を行わせる必要があります（規則第53条）。 （新設）

【通し番号】37

【改正箇所】第5章 第2節 第2（3）訪問指導に関するもの

改正	現行
○ 訪問指導とは、第1号技能実習の場合に、監査とは別途、<u>技能実習生が実習実施者における技能実習を開始したときから</u>、監理責任者の指揮の下に、1か月につき少なくとも1回以上<u>（※）</u>、監理団体の役職員が実習実施者に赴いて技能実習の実施状況を実地に確認するとともに、認定された技能実習計画に基づいて技能実習を適正に行わせるよう必要な指導を行うことです。 <u>※ 「1月に1回以上の頻度」とは、入国後講習修了後に、実習実施者における技能実習を開始した日が属する月を起算月として、各月のいずれかの日に少なくとも1回の訪問指導を実施するということです。</u> <u>例えば、実習実施者における技能実習開始日が4月16日である場合は、4月30日までに訪問指導を実施する必要があり、次回は、5月1日から5月30日までの期間に、訪問指導を実施することになります。</u>	○ 訪問指導とは、第1号技能実習の場合に、監査とは別に、監理責任者の指揮の下に、1か月につき少なくとも1回以上、監理団体の役職員が実習実施者に赴いて技能実習の実施状況を実地に確認するとともに、認定された技能実習計画に基づいて技能実習を適正に行わせるよう必要な指導を行うことです。 （新設）

改正	現行
○ 特に、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導については、監理団体の役職員のうち、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が行わなければなりません。 <u>なお、この作成指導は、監理団体が自ら行わなくてはならないため、監理団体と雇用契約がない者を技能実習計画作成指導者とした上で、実習実施者に技能実習計画の作成指導を行わせた場合は、名義貸し（法 38 条）に該当するおそれがあります。</u>	○ 特に、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導については、監理団体の役職員のうち、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が行わなければなりません。

改正	現行
○ 監理団体は、<u>技能実習を終了し、技能実習生が帰国する場合、技能実習生の帰国旅費を全額負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑にされるよう必要な措置を講じなければなりません。</u> ○ 技能等を移転するという技能実習制度の趣旨に鑑みて、技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、監理団体が帰国旅費の全額を負担し、「必要な措置」として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないよう、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うこととしているものです。 ○ <u>帰国旅費とは、帰国に要する旅費であるため、技能実習生が出発する空港までの移動費が含まれます。</u> <u>なお、帰国のための PCR 検査費用については、基本的には技能実習生本人の負担になりますが、技能実習生の国籍によって帰国のために必須の措置となることから、技能実習生本人に当該費用の負担が困難な事情がある場合、「必要な措置」の一環として、監理団体が負担する必要があります。</u> ○ <u>監理団体に技能実習生を空港まで送迎する義務はありませんが、技能実習生に対して空港までの行程、空港での手続を説明するなどし、円滑に帰国できるようにすることが必要です。</u> ○ 上記については、<u>技能実習を修了し帰国予定の技能実習生が帰国困難を理由として「特定活動」や「短期滞在」などの在留資格に変更した場合</u>であっても同様です。 ○ <u>他方、技能実習生が在留目的を変更し「技能実習」の在留資格から、「特定技能」や特定技能への移行準備を目的とする「特定活動」の在留資格へ変更許可を受けた場合、帰国費用につい</u>	○ 監理団体は、技能実習生の帰国旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑にされるよう必要な措置を講じなければなりません。 ○ 技能等を移転するという技能実習制度の趣旨に鑑みて、技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、監理団体が帰国旅費の全額を負担し、「必要な措置」として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないよう、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うこととしているものです。 (新設) (新設) ○ 上記については、帰国予定の技能実習生の在留資格が、<u>帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合</u>であっても同様です。 (新設)

ては変更後の在留資格に係る取扱いに基づき、
本人が負担（本人が帰国費用を負担できないと
きは、特定技能所属機関又は特定活動の許可を
受けた際に指定された受入れ機関が負担）する
ことになります。

この点について、新たな受入れ機関において
は、特定技能への移行を予定している技能実習
生に対して十分に説明をし、理解を得た上で雇
用契約を締結する必要があることに留意してく
ださい。

- 監理団体は、「必要な措置」を講じるに当たっ
て生じる費用及び帰国旅費については、「その他
諸経費」として、監理費（実費に限る。）を実習
実施者から徴収することができますが、いかな
る理由でも、技能実習生に負担させることは認
められません。

- 「必要な措置」とは、個々の技能実習生の置
かれた状況に応じて必要な支援を行うものであ
って、技能実習生が帰国するまでの間の宿泊施
設を確保することも含まれます。監理団体は、
技能実習生が帰国するまでの間、生活支援をす
ることも「必要な措置」に該当します。

- 監理団体は、「必要な措置」を講じるに当たっ
て生じる費用及び帰国旅費については、「その他
諸経費」として、監理費（実費に限る。）を実習
実施者から徴収することができますが、いかな
る理由でも、技能実習生に負担させることは認
められません。

（新設）

【通し番号】40

【改正箇所】第5章 第2節 第2（10）人権侵害行為、偽変造文書等の行使等に関するもの

改正	現行
○ 「不正な目的での偽変造文書等の行使等」の代表的な例としては、実習実施者に対する監査を法定基準に <u>則って</u> 行っていない事実を隠蔽するためや、実習実施者において法令違反が行われていることを認識しつつ技能実習が適正に実施されているかのように見せかけるため、事実とは異なる内容を記載した監査報告書を機構に提出した場合などが考えられます。	○ 「不正な目的での偽変造文書等の行使等」の代表的な例としては、実習実施者に対する監査を法定基準に <u>のっとって</u> 行っていない事実を隠蔽するためや、実習実施者において法令違反が行われていることを認識しつつ技能実習が適正に実施されているかのように見せかけるため、事実とは異なる内容を記載した監査報告書を機構に提出した場合などが考えられます。

改正	現行
○ 技能実習生からの相談内容に係る対応については、監理事業に従事する役職員が行わなければならない、その内容に応じて、公的機関や実習実施者の生活指導員等と連携して適切に対応する必要があります。技能実習生からの相談に対応した場合は、団体監理型技能実習生からの相談対応記録書（参考様式第4-11号）を作成し、事業所に備え付けなければなりません。<u>相談対応記録書の作成に当たっては、相談内容や対応内容が明らかになるよう具体的に記載することが望まれます。</u> <u>○ 技能実習生からの相談は、技能実習を行っている時間帯のみならず、夜間、休日にも想定されることを踏まえ、それらの時間帯にも適切に相談応需体制を整備する必要があります。</u> 【確認対象の書類】 （略） 【留意事項】 ○ 通訳人について 通訳人は、技能実習生からの相談を母国語で受け付ける役割を担う者ですが、必ずしも監理団体の常勤職員であることまでは求められていません。非常勤の職員が従事することや、通訳業務自体を外部委託することも可能です。ただし、通訳業務を外部に委託したとしても、監理団体の役職員が責任を持って相談に応じなければならないことに変わりはありません。<u>特に監査における技能実習生のヒアリングに際しては、積極的に通訳人の活用を図ることが望ましいといえます。</u>また、中立的な相談応需体制の整備の観点から、実習実施者や送出機関の職員及びその関係者を通訳人とするのは望ましくありません。	○ 技能実習生からの相談内容に係る対応については、監理事業に従事する役職員が行わなければならない、その内容に応じて、公的機関や実習実施者の生活指導員等と連携して適切に対応する必要があります。技能実習生からの相談に対応した場合は、団体監理型技能実習生からの相談対応記録書（参考様式第4-11号）を作成し、事業所に備え付けなければなりません。 （新設） 【確認対象の書類】 （略） 【留意事項】 ○ 通訳人について 通訳人は、技能実習生からの相談を母国語で受け付ける役割を担う者ですが、必ずしも監理団体の常勤職員であることまでは求められていません。非常勤の職員が従事することや、通訳業務自体を外部委託することも可能です。ただし、通訳業務を外部に委託したとしても、監理団体の役職員が責任を持って相談に応じなければならないことに変わりはありません。また、中立的な相談応需体制の整備の観点から、実習実施者や送出機関の職員及びその関係者を通訳人とするのは望ましくありません。

改正	現行
【関係の省令の規定】 十五 事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、監理団体の業務の運営（監理費の徴収を含む。）に係る規程を<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この号において同じ。）により公衆の閲覧に供すること。ただし、監理団体の事業の規模が著しく小さい場合その他の電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあっては、これに代えて事業所内の一般の閲覧に便利な場所に当該規程を掲示すること。</u> ○ 監理団体は、監理団体の業務の運営に係る規程を作成し、監理団体の事業所内の、一般の人からも見える場所に掲示しなければならず、この規程に従って監理事業を行わなければなりません。 ○ <u>なお、令和5年6月以降、当該規程については、インターネットにより公表しなければなりません（注）。</u> <u>（注）第4回デジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月）により、法令に基づき公的な証明書等を特定の場所に掲示することを求めている規制についてデジタルによる掲示を基本とするよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、本規程についても、技能実習生を受け入れる予定の事業者等の関係者が、監理事業所に赴くことなしに、確認することができるよう、インターネットを利用して公表することを原則としています。</u> ○ <u>ただし、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合には、引き続き、事</u>	【関係の省令の規定】 十五 事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、監理団体の業務の運営（監理費の徴収を含む。）に係る規程を掲示すること。 ○ 監理団体は、監理団体の業務の運営に係る規程を作成し、監理団体の事業所内の、一般の人からも見える場所に掲示しなければならず、この規程に従って監理事業を行わなければなりません。 （新設） （新設）

業所内へ掲示することとしても差し支え有りません。相当の理由としては、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 人員体制や保有する設備等からホームページを開設することができない程度に監理団体の事業規模が著しく小さいこと。
- ・ その他、当該法人でホームページを整備していないものの、整備のための準備を進めているが整備をするのに一定の時間を要するなど具体的な事情を説明できること。

改正	現行
○ 直近の財務諸表（貸借対照表）で債務超過となっていないこと、又は直近の財務諸表（貸借対照表）で債務超過となっている場合には、例えば、以下のような措置により、今期の決算における債務超過の解消が確実視されることが必要です。 ①～③（略） 【確認対象の書類】 ・（略） ・ 監理事業に関する資産の内容を証する書類（<u>預金通帳の写し</u>等の現金・預貯金の額を証する書類） 【留意事項】 ○（略） <u>○ 預金通帳の写し等の現金・預貯金の額を証する書類について</u> <u>一定程度の財産的基盤を有することを確認するとともに、監理事業所の賃借料や役職員の給料の支払い等、法人の事業に係る出入金が適正に行われているか確認できるものを提出することが求められます。</u> ○ 設立後最初の決算期を終了していない法人の申請に係る場合 法人成立時の貸借対照表等や入出金の履歴を確認することができるものを提出することが求められます。	○ <u>ア</u> 直近の財務諸表（貸借対照表）で債務超過となっていないこと、又は<u>イ</u> 直近の財務諸表（貸借対照表）で債務超過となっている場合には、例えば、以下のような措置により、今期の決算における債務超過の解消が確実視されることが必要です。 ①～③（略） 【確認対象の書類】 ・（略） ・ 監理事業に関する資産の内容を証する書類（<u>預金残高証明書</u>等の現金・預貯金の額を証する書類） 【留意事項】 ○（略） （新設） ○ 設立後最初の決算期を終了していない法人の申請に係る場合 法人成立時の貸借対照表等や入出金の履歴を確認することができるものを提出することが求められます。

【通し番号】44

【改正箇所】第5章 第2節 第4 個人情報の保護に関するもの

改正	現行
○ 具体的には、指針に基づき、個人情報適正管理規程を作成するとともに、 <u>規程に定められた措置を適切に実施</u> しなければなりません。規程に最低限盛り込む事項を示した規程の例を別紙⑥として示していますので、参考にしてください。	○ 具体的には、指針に基づき、個人情報適正管理規程を作成しなければなりません。規程に最低限盛り込む事項を示した規程の例を別紙⑥として示していますので、参考にしてください。

改正	現行
○ この点、送出国政府との間に二国間取決めがされている場合には、送出国政府が外国の送出機関の適格性を個別に審査することとなりますので、送出国政府から認定を受けている外国の送出機関（外国政府認定送出機関）であれば、規則第25条において定められている要件に適合しているものとみなします。ただし、<u>外国政府認定送出機関であっても、規則第25条に定める要件に適合しないことが明らかとなった場合（取次契約を結んだ監理団体に対する許可取消又は改善命令において、送出機関の規則第25条違反が認められる場合等）には、当該機関からの技能実習生の受入れは認められません。また、</u>送り出した技能実習生の失踪率が著しく高い送出機関は、規則第25条において定められている要件に適合しないと判断される場合があります。	○ この点、送出国政府との間に二国間取決めがされている場合には、送出国政府が外国の送出機関の適格性を個別に審査することとなりますので、送出国政府から認定を受けている外国の送出機関（外国政府認定送出機関）であれば、規則第25条において定められている要件に適合しているものとみなします。ただし、送り出した技能実習生の失踪率が著しく高い<u>送り出し</u>機関は、規則第25条において定められている要件に適合しないと判断される場合があります。

改正	現行
○ 監理団体が行う定期の監査は、監理団体内部の複数の役職員が担当するものですが、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知することは、監査の適正な実施に資するものであることから、配点を設け、マニュアル等の策定を推奨しています。 <u>なお、直近過去3年以内に適正な実習監理を行っていなかったことを理由として改善命令を受けたことがある場合は、当該マニュアルが監査を担当する職員に周知されているとは認められません。</u>	○ 監理団体が行う定期の監査は、監理団体内部の複数の役職員が担当するものですが、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知することは、監査の適正な実施に資するものであることから、配点を設け、マニュアル等の策定を推奨しています。

改正	現行
○ 「直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）」については、改善命令を受けたことのある者には、法令違反の実績があることから大幅な減点を行うものです。以下について留意する必要があります。 ※（略） ①（略） ② 旧制度の改善命令相当の行政指導とは、以下のものを指します。 ・ 地方<u>出入国在留</u>管理局からいわゆる「不正行為の通知」を受け、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の指導を受けていたもの（この起算点は、不正行為を行った時点ではなく、「不正行為の通知」を受け取った日です。） ・ 上記のほか、旧制度の監理団体としての活動に関し、地方<u>出入国在留</u> 管理局から個別に「旧制度の改善命令相当の行政指導」に当たる旨の通知を受けたもの（この起算点は、当該通知内に記載されます。） <u>③ 「改善命令」における「改善実施」とは、その実施が主務省庁に承認されたものをいいます（主務省庁に改善報告等を行っているが、承認待ちの場合は、「改善未実施」です。）。</u>	○ 「直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）」については、改善命令を受けたことのある者には、法令違反の実績があることから大幅な減点を行うものです。以下について留意する必要があります。 ※（略） ①（略） ② 旧制度の改善命令相当の行政指導とは、以下のものを指します。 ・ 地方入国管理局からいわゆる「不正行為の通知」を受け、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の指導を受けていたもの（この起算点は、不正行為を行った時点ではなく、「不正行為の通知」を受け取った日です。） ・ 上記のほか、旧制度の監理団体としての活動に関し、地方入国管理局から個別に「旧制度の改善命令相当の行政指導」に当たる旨の通知を受けたもの（この起算点は、当該通知内に記載されます。） （新設）
○ 「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと」については、失踪がゼロ又は失踪の割合が低いことを優良な監理団体の要件の加点要素とすることにより、失踪防止に関し積極的な配慮を行う監理団体となることを推奨するものです。以下について留意する必要があります。 ①（略） <u>② 「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと」における失踪とは、監理団体等から外国人技能実習機構に対し「行方不明」となった旨の技能実習</u>	○ 「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（<u>旧制度を含む。</u>）」については、失踪がゼロ又は失踪の割合が低いことを優良な監理団体の要件の加点要素とすることにより、失踪防止に関し積極的な配慮を行う監理団体となることを推奨するものです。以下について留意する必要があります。 ①（略） （新設）

実施困難時届出書が提出されたもの（同届出書の訂正を行った場合を含む。）を指します。

③ 次の分子分母によります。

- ・ 分子 : 過去3年以内の失踪者数
- ・ 分母 : 過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数

④ 「10%未満又は1人以下」、「20%未満又は2人以下」又は「20%以上又は3人以上」の区分については、一律に失踪の割合だけで評価した場合には小規模な監理団体では少数の失踪者が発生しただけでも大きな減点となってしまうことに配慮して失踪者数による評価を可能としたものです。失踪の割合よりも失踪者数により評価した方が申請者に有利な場合には失踪者数により評価を行うこととなります。

○ 「直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること」については、責めによるべき失踪を発生させたことのある者は、技能実習を適正に実施する能力が乏しいと考えられることから、大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

①～②（略）

○ 「直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構（旧制度では地方出入国在留管理局）に報告した場合を除く。）」については、傘下の実習実施者が不正行為を行った場合には、技能実習を適正に監理できていなかったと考えられることから、その割合に応じて減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

①～②（略）

③ 旧制度の認定取消し相当の行政指導とは、以下のものを指します。

- ・ 地方出入国在留管理局からいわゆる「不正行為の通知」を受け、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の指導を受けていたもの（この起算点は、不正行為を行った時

② 次の分子分母によります。

- ・ 分子 : 過去3年以内の失踪者数
- ・ 分母 : 過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数

③ 「10%未満又は1人以下」、「20%未満又は2人以下」又は「20%以上又は3人以上」の区分については、一律に失踪の割合だけで評価した場合には小規模な監理団体では少数の失踪者が発生しただけでも大きな減点となってしまうことに配慮して失踪者数による評価を可能としたものです。失踪の割合よりも失踪者数により評価した方が申請者に有利な場合には失踪者数により評価を行うこととなります。

○ 「直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）」については、責めによるべき失踪を発生させたことのある者は、技能実習を適正に実施する能力が乏しいと考えられることから、大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

①～②（略）

○ 「直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構（旧制度では地方入国管理局）に報告した場合を除く。）」については、傘下の実習実施者が不正行為を行った場合には、技能実習を適正に監理できていなかったと考えられることから、その割合に応じて減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

①～②（略）

③ 旧制度の認定取消し相当の行政指導とは、以下のものを指します。

- ・ 地方入国管理局からいわゆる「不正行為の通知」を受け、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の指導を受けていたもの（この起算点は、不正行為を行った時点で

点ではなく、「不正行為の通知」を受け取った日です。) ④ 旧制度の改善命令相当の行政指導とは、③のほか、以下のものを指します。 ・ 旧制度の実習実施機関としての活動に関し、地方出入国在留管理局から個別に「旧制度の改善命令相当の行政指導」に当たる旨の通知を受けたもの（この起算点は、当該通知内に記載されます。）	はなく、「不正行為の通知」を受け取った日です。) ④ 旧制度の改善命令相当の行政指導とは、③のほか、以下のものを指します。 ・ 旧制度の実習実施機関としての活動に関し、地方入国管理局から個別に「旧制度の改善命令相当の行政指導」に当たる旨の通知を受けたもの（この起算点は、当該通知内に記載されます。）
--	---

改正	現行
○ 「機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること」については、監理団体に技能実習生から相談があった際に速やかに機構や監理団体で実施している母国語相談の窓口を紹介したりできるよう、その手順をあらかじめ定めて関係職員に周知しておくことを求めるものです。マニュアル等の内容は、その分量にかかわらず、技能実習生から相談を受けた際に適切に対応できるよう母国語相談・支援の実施方法や手順が具体的に記載されたものである必要があります。<u>なお、直近過去3年以内に監理団体が改善命令を受けた場合であつて、その理由が技能実習生からの相談に適切に応じなかったこと又は技能実習生等への助言、指導その他の必要な措置を講じなかったことである場合は、当該マニュアルが関係職員に周知されているとは認められません。</u>	○ 「機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること」については、監理団体に技能実習生から相談があった際に速やかに機構や監理団体で実施している母国語相談の窓口を紹介したりできるよう、その手順をあらかじめ定めて関係職員に周知しておくことを求めるものです。マニュアル等の内容は、その分量にかかわらず、技能実習生から相談を受けた際に適切に対応できるよう母国語相談・支援の実施方法や手順が具体的に記載されたものである必要があります。

改正	現行
○ 具体的な評価項目の考え方は、優良な実習実施者に関するものの（6）地域社会との共生に関するもの（P 1 1 7）を御参照ください。 <u>○ 「受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。単に日本語学校の紹介をすること、日本語のみの時間を実習中に設定させること、職員との日常会話の機会を増やすことといった対応のみでは、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援しているとはいえません。</u> <u>① 実習実施者が実施する日本語講習の教材を用意すること</u> <u>② 日本語教育を実施する実習実施者へ外部講師を手配すること</u> <u>③ 日本語学校へ通学する際の金銭的支援をすること</u> <u>○ 「地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。一般人向け（日本人向け）のイベントを単に周知するといった対応のみでは、地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援したとはいえません。</u> <u>① 地域祭りを実習実施者と共同で企画して技能実習生を参加させること</u> <u>② 実習実施者と共同してボランティア活動に技能実習生を参加（ゴミ拾い、老人ホーム訪問など）させること</u> <u>③ 実習実施者と共同して町内会に技能実習生を参加させること</u> <u>④ 実習実施者と共同で国際交流イベントを実施して技能実習生を参加させること</u> <u>○ 「日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。技能実習生</u>	○ 具体的な評価項目の考え方は、優良な実習実施者に関するものの（6）地域社会との共生に関するもの（P 1 1 7）を御参照ください。 （新設） （新設） （新設）

と日本食を単に食べに行く機会を設定させる、一般人向け（日本人向け）のイベントを単に周知するといった対応のみでは、日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していたとはいえません。

① 実習実施者と共同で季節ごとのイベントを実施（正月、花見、月見等）すること

② 実習実施者と共同で文化講習を実施（実施者の施設内もしくは実施者の主導による茶道体験、折り紙、着付け、和食作り等）すること

③ 外部の文化講習等を受講する際の金銭的支援をすること

④ 実習実施者と共同で社会科見学（博物館・美術館・寺院等の見学）を実施すること

改正	現行
○ また、監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。 ①～②（略） ③ 事業所の設置が適切であること 上記（２）の趣旨を踏まえ、以下の事項を満たすことが必要となります。 ア プライバシーが確保されていること ・ 監理団体の事業所が、他の事業者の事業所等と混在していないこと。 団体監理型技能実習の場合には、監理団体の事業所が他の事業者の事業所や監理団体の役職員など私人の住居と混在している状況は適切ではないため、監理団体が占有するスペースに、他者が了解を得ずに立ち入ることのないよう、監理団体の事業所は他の事業者の事業所等とは独立していることが外形上も分かる形で整備されていることが必要です。 例えば、他の事業者の事務所の一部を監理団体の事業所とすることや、他の事業者の事務所や作業場所等を通過しなければ監理団体の事業所に入室できないような場合は、監理団体の事業所が独立しているとは認められません。 また、実習実施者等の事業所が隣接している場合には、単に上記のように独立しているだけでは足りず、相談に際して技能実習生が不利益な取扱いを受けるおそれがないよう、例えば、双方の事業所への入室の動線が重ならないようにすることや予約制、近隣の貸部屋の確保等の措置を講ずることなどが求められます。	○ また、監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。 ①～②（略） ③ 事業所の設置が適切であること 上記（２）の趣旨を踏まえ、以下の事項を満たすことが必要となります。 ア プライバシーが確保されていること ・ 監理団体の事業所が、他の事業者の事業所と混在していないこと。 団体監理型技能実習の場合には、監理団体の事業所が他の事業者の事業所と混在している状況は適切ではないため、監理団体が占有するスペースに、他者が了解を得ずに立ち入ることのないよう、監理団体の事業所は他の事業者の事業所とは独立していることが外形上も分かる形で整備されていることが必要です。 例えば、他の事業者の事務所の一部を監理団体の事業所とすることや、他の事業者の事務所や作業場所等を通過しなければ監理団体の事業所に入室できないような場合は、監理団体の事業所が独立しているとは認められません。 また、実習実施者等の事業所が隣接している場合には、単に上記のように独立しているだけでは足りず、相談に際して技能実習生が不利益な取扱いを受けるおそれがないよう、例えば、双方の事業所への入室の動線が重ならないようにすることや予約制、近隣の貸部屋の確保等の措置を講ずることなどが求められます。

【通し番号】51

【改正箇所】第5章 第3節 第1 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由

改正	現行
○ いずれも、「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」がその対象となります。 <u>※ 刑の執行猶予の言渡しを受けた後、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過した者は、刑の「執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない場合」には該当せず、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過することによって直ちに欠格事由を離脱することになります。大赦又は特赦により刑の言渡しの効力を失った者についても同様です。</u>	○ いずれも、「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」がその対象となります。 (新設)

改正	現行
【留意事項】 ○ 監理費の徴収時点について 監理費の徴収については、「求人申込みを受理した時以降」「講習の開始日以降」といった形で、実際に費用が発生した日以降に徴収する旨が規定されていますが、これはあくまで監理費として精算する時点の規定したものです。例えば、渡航及び帰国に要する費用や実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用については、予期せず急に出費が必要となる場合等もあることから、実習実施者等が事前に監理団体に一定の金銭を預託しておき、費用が発生した時点で預託しておいた金銭から<u>監理費として精算する</u>という方法も可能です。<u>この場合は、預託した金銭から監理費として精算した時点が、徴収時点となります。</u> ○ 監理費の料金表の設定について 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第37条において実費に限る旨が規定されていますが、実費については決算等により事後的に確定する部分もあります。<u>そのため、</u>実費の確定前に、実費に相当する額が記載された監理費の料金表（監理費表）を定め、実習実施者等から事前に<u>預託させること</u>は差し支えありません。 ○ この場合、監理費表に基づき<u>預託させた</u>監理費については、決算等の結果に基づき、実費として適正なものであったかについて事後的な確認が必要となります。また、監理費表についても、実費としてふさわしい設定となっているか、不断に見直しを行うことが必要となります。 監理費表は、監理団体の業務の運営に関する規程の別表であることから、この監理費表に基づいて監理費の徴収を行っていること<u>又は預託させること</u>が明確になるよう、<u>令和5年6月以降はインターネットにより公表しなければなりません。ただし、インターネットによる公表が</u>	【留意事項】 ○ 監理費の徴収時点について 監理費の徴収については、「求人申込みを受理した時以降」「講習の開始日以降」といった形で、実際に費用が発生した日以降に徴収する旨が規定されていますが、これはあくまで監理費として精算する時点の規定したものです。例えば、渡航及び帰国に要する費用や実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用については、予期せず急に出費が必要となる場合等もあることから、実習実施者等が事前に監理団体に一定の金銭を預託しておき、費用が発生した時点で預託しておいた金銭から精算<u>（徴収）</u>するという方法も可能です。 ○ 監理費の料金表の設定について 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第37条において実費に限る旨が規定されていますが、実費については決算等により事後的に確定する部分もあります。<u>この場合に、</u>実費の確定前に、実費に相当する額が記載された監理費の料金表（監理費表）を定め、実習実施者等から事前に<u>徴収すること</u>は差し支えありません。 この場合、監理費表に基づき<u>徴収した</u>監理費については、決算等の結果に基づき、実費として適正なものであったかについて事後的な確認が必要となります。また、監理費表についても、実費としてふさわしい設定となっているか、不断に見直しを行うことが必要となります。 監理費表は、監理団体の業務の運営に関する規程の別表であることから、この監理費表に基づいて監理費の徴収を行っていることが明確になるよう、監理団体の事業所内に、一般の人からも見える場所に掲示すること<u>が望まれます</u>。 なお、監理費表は、実費の範囲内で見直しが可能

困難である相当の理由がある場合には、引き続き監理団体の事業所内に、一般の人からも見える場所に掲示することも認められます。なお、監理費表は、実費の範囲内で見直しが可能です。

○ 監理費が実費であることについて

監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類においても、規則第37条において実費に限る旨の規定がされているため、それぞれについて、徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意する必要があります。

あらかじめ監理費を預託させた場合において、預託額が、監理費として精算（徴収）した額を上回るときは、当該額については、決算後に精算することや、それ以降に監理費として預託させる額を減額するなどの手法により実習実施者に対して返還することが求められ、返還せずに他の用途に費消する等した場合には、法第28条第1項で禁止されている手数料又は報酬を受けたものと見なされる場合があります。また、監理費を預託させた場合や、監理費（預託金）を次年度に繰り越す場合には、会計上、その金額等を明らかにしておくことが求められます。

○（略）

○ 毎月定額を預託する場合の取扱いについて

監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託する場合についても、監理費の種類ごとの預託額を明確にしておく必要があります。

このように事前に預託を受ける場合にあっては、預託額を記録するとともに、監理費として精算（支出）した場合は、その旨を監理費管理簿に記載する必要があります。

能です。

○ 監理費が実費であることについて

監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類においても、規則第37条において実費に限る旨の規定がされているため、それぞれについて、徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意する必要があります。

あらかじめ監理費を徴収した場合において、徴収した額が、急な出費に必要な額として預託した額を上回るときは、当該額については、決算後に精算することや、監理費として徴収する額を減額するなどの手法により実習実施者に対して返還することが求められます。

○（略）

○ 毎月定額を預託する場合の取扱いについて

監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託する場合についても、監理費の種類ごとの徴収額を明確にしておく必要があります。

改正	現行
○ 技能実習生が技能実習計画の満了前に途中で帰国することとなる場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面（<u>参考様式第1-43号</u>）により十分に行った上、技能実習生の帰国が決定した時点で<u>技能実習実施困難時届出書とともに</u>帰国前に機構の地方事務所・支所の認定課へ届け出なければなりません。これは、旧制度において技能実習生の意に反して技能実習計画の満了前に帰国させるという事案が発生したことを受けたものです。 <u>なお、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で必ず帰国する前に届け出て（郵送の場合は必着）ください。</u> ただし、帰国便の都合や帰国予定の技能実習生が期間満了日までに有給休暇をまとめて消化する等のやむを得ない事情がある場合など技能実習生の意に反するものでないことが確認できる場合には、参考様式（第1-40号）等により、帰国の意思確認を十分に行い、これらのやむを得ない事情があったことを記録しておく場合は、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。 ○（略） ○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱い、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット（https://www.otit.go.jp/info_kanri/）等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。	○ 技能実習生が技能実習計画の満了前に途中で帰国することとなる場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生の帰国が決定した時点で帰国前に機構の地方事務所・支所の認定課へ届け出なければなりません。これは、旧制度において技能実習生の意に反して技能実習計画の満了前に帰国させるという事案が発生したことを受けたものです。 ただし、帰国便の都合や帰国予定の技能実習生が期間満了日までに有給休暇をまとめて消化する等のやむを得ない事情がある場合など技能実習生の意に反するものでないことが確認できる場合には、参考様式（第1-40号）等により、帰国の意思確認を十分に行い、これらのやむを得ない事情があったことを記録しておく場合は、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。 ○（略） ○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱い、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット（https://www.otit.go.jp/info_kanri/）等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。

- ・ 母子健康手帳の交付、病院や市町村の窓口、技能実習生の定期的な病院受診の手続の説明や支援等
- ・ 技能実習を最後まで行えることの説明(地方出入国在留管理局で在留資格に係る相談ができることを含む。)、技能実習の継続の意思の確認、日本での出産希望の確認等
- ・ 技能実習生が帰国して母国で出産を希望する場合は、実習の再開の時期や手続の説明等
- ・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休暇等の説明等

その上で、技能実習生が帰国することを希望した場合には、技能実習の継続や終了後の再開の意思を把握するための資料として、技能実習生本人が作成した「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第 1-42 号)を、監理団体又は企業単独型実習実施者において保管するようにしてください。

また、一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者の下で技能実習を再開する場合には、新規の技能実習計画の認定は必要なく、変更認定により行えることとしています。この場合は、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)を提出することが必要となります(中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあつては、経緯等を記載した理由書に代えて、妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書(参考様式第 1-42 号)写しを提出することも可能です。)

なお、再開に際して人数枠の基準を満たしている必要があります(人数枠の特例は適用されません。)

そのため、本人が出産等のため一度は帰国を希望する場合であっても、上記申告書を使用するなどして、計画的に技能実習を再開することができるように実習再開の意思をあらかじめ確認し、再開する場合の時期、双方の連絡先などについて認識を共有しておくことが望まれます。

○ 病気・怪我による技能実習の中断については、入院を伴う治療等実習に全く従事すること

- ・ 母子健康手帳の交付、病院や市町村の窓口、技能実習生の定期的な病院受診の手続の説明や支援等
- ・ 技能実習を最後まで行えることの説明(地方出入国在留管理局で在留資格に係る相談ができることを含む。)、技能実習の継続の意思の確認、日本での出産希望の確認等
- ・ 技能実習生が帰国して母国で出産を希望する場合は、実習の再開の時期や手続の説明等
- ・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休暇等の説明等

(新設)

ができず技能修得を行うことができなかったことが客観的に立証できる場合に限られるため、単に体調不良等を理由として数日間自宅で療養する場合など、技能実習を行わせることが困難となったものと認められないときは、再開は認められません。そのため、このような場合には、技能実習実施困難時届出書を提出することは不要となります。

- 現在の実習実施者で技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習生が実習先を変更するなどして技能実習を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。継続の希望を持っている場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。また、次の実習先が確保されるまでの間の技能実習生の待遇がどのようになっているのかなど、技能実習生の現状（入国状況、住宅の確保、休業手当や雇用保険の受給状況を含む生活費等の確保）や技能実習の継続のための措置（転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合は帰国理由や予定時期等）を含めて届け出る必要があります。

- 「実習先の変更」については、実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による場合に認められます。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。

- 「必要な措置」とは個々の技能実習生の置かれた状況に応じて必要な支援を行うものであり、様々な支援を行うことが想定されますが、例えば技能実習生が新たな実習先が決定するまでの間に宿泊する場所がない場合については、当面の間、宿泊することができる施設を確保す

- 現在の実習実施者で技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習生が実習先を変更するなどして技能実習を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。継続の希望を持っている場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。また、次の実習先が確保されるまでの間の技能実習生の待遇がどのようになっているのかなど、技能実習生の現状（入国状況、住宅の確保、休業手当や雇用保険の受給状況を含む生活費等の確保）や技能実習の継続のための措置（転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合は帰国理由や予定時期等）を含めて届け出る必要があります。

（新設）

（新設）

ることや日常生活に関する支援を行うなどが想定されます。

なお、当該措置に要する費用については、監理に要する費用であるため、技能実習生本人に直接又は間接に負担させることは認められませんが、技能実習生に代わって監理団体等が自ら賃借人となって賃貸借契約を締結した上で、当該技能実習生合意の下、当該技能実習生に対して住居として提供する場合などについては、当該費用を実費に相当する適正な額に限り、技能実習生から当該費用を徴収することは差し支えありません。

- なお、実習実施者や監理団体が責任を持って次の実習先を確保することが必要ですが、機構が行う実習先変更支援のサービスを利用することも可能です。

- 省令様式第 18 号に記載する内容が、同様式の記の「3 の① 認定番号」欄、「3 の② 認定年月日」欄及び「4 技能実習生」欄以外の記載が全て同一のときは、それら 3 つの欄の記載について、別紙を用いて表形式で記載すれば、同様式の提出は 1 通にまとめて届け出をすることも可能です。

- 技能実習生の妊娠・出産等を理由に、技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合であって、監理団体がそれを知りながら、何ら措置を講じていなかった場合は、認定計画に従って実習監理を行っていないものとして、監理団体の許可の取消しの対象となります。

【留意事項】

- 技能実習生が失踪した場合について
技能実習生の行方が分からなくなるなど失踪の疑いが生じたことを把握した場合については、送出機関等と連携しながら、本国の緊急連絡先（技能実習生の家族等）に対して確認するなどにより所在把握に努めてください。
その上で、技能実習を行わせることが困難となった場合に、は、該当することから、機構の地方事務所・支所の認定課への技能実習実施困難

- なお、実習実施者や監理団体が責任を持って次の実習先を確保することが必要ですが、機構が行う実習先変更支援のサービスを利用することも可能です。

（新設）

（新設）

【留意事項】

- 技能実習生が失踪した場合について
技能実習生が失踪した場合について も、技能実習を行わせることが困難となった場合に該当することから、機構の地方事務所・支所の認定課への技能実習実施困難時届出が必要となります。なお、失踪した技能実習生については、入管法上の在留資格の取消手続の対象となります。

時届出が必要となります。いったん失踪した技能実習生が失踪前の実習実施者に復帰し、技能実習の再開を希望する場合の取扱いについては、別途機構地方事務所に御相談ください。なお、失踪した技能実習生については、入管法上の在留資格の取消手続の対象となります。

その他、失踪を発生させないために配慮いただきたいことや失踪が発生した場合の手続の詳細については、出入国在留管理庁作成のリーフレット（掲載場所：<https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri0700153.html>）を御参照ください。

改正	現行
【留意事項】 ○ 監理事業において業務を委託できる範囲について 技能実習法は、監理事業の名義貸しを禁止していますが、監理団体の業務の全てについて委託を禁止している訳ではなく、監理団体が自ら責任を有した上であれば、一部補助的な業務を中心に委託することが認められます。その考え方は以下のとおりです。 <u>なお、業務を委託する場合は、委託の範囲を明確に定め、委託先との契約書等による書面での締結が望まれます。</u>	【留意事項】 ○ 監理事業において業務を委託できる範囲について 技能実習法は、監理事業の名義貸しを禁止していますが、監理団体の業務の全てについて委託を禁止している訳ではなく、監理団体が自ら責任を有した上であれば、一部補助的な業務を中心に委託することが認められます。その考え方は以下のとおりです。

【通し番号】55

【改正箇所】第5章 第16節 認定計画に従った実習監理等(技能実習法第39条)

改正	現行
○ また、監理団体は技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関して規則第52条で定める基準に従い、業務を実施しなければなりません。その詳細は、監理団体の許可基準の「第2 監理団体の業務の実施に関するもの」(P190 参照)に記載したとおりです。	○ また、監理団体は技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関して規則第52条で定める基準に従い、業務を実施しなければなりません。その詳細は、監理団体の許可基準の「第2 監理団体の業務の実施に関するもの」(P188 参照)に記載したとおりです。

改正	現行
○ 監理団体は、実習実施者が、技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければなりません。また、労働関係法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければなりません。 ※ 監理団体は、併せて、直ちに臨時監査（規則第52条第2号、P19 <u>6</u>参照。）を行うことが必要となります。 ○ 監理団体は、是正指示を行った場合において、当該是正指示が労働基準関係法令を含むものであるときには当該監理団体の所在地を管轄する労働基準監督署に対して、その他のときには当該所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部訓練課（室）に対してそれぞれ通報（任意様式）しなければなりません。この通報については、監理団体の指導の下で、実習実施者に改善に向けた取組みを行わせることが求められるものであり、当該通報を受けた行政機関は当該指導が不適切であると判断する場合等に、<u>労働基準監督署等の行政機関が当該監理団体に対して、実習実施者の改善に向けた指導の内容について</u>当該監理団体に対して指導を行うこととなります。 なお、技能実習法令にも違反する場合であって、実習実施者が法第16条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると監理団体が認めた場合は、臨時監査を実施し、監査報告書によりとりまとめの上機構に対して報告する必要があります。	○ 監理団体は、実習実施者が、技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければなりません。また、労働関係法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければなりません。 ※ 監理団体は、併せて、直ちに臨時監査（規則第52条第2号、P19 <u>2</u>参照。）を行うことが必要となります。 ○ 監理団体は、是正指示を行った場合において、当該是正指示が労働基準関係法令を含むものであるときには当該監理団体の所在地を管轄する労働基準監督署に対して、その他のときには当該所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部訓練課（室）に対してそれぞれ通報（任意様式）しなければなりません。この通報については、監理団体の指導の下で、実習実施者に改善に向けた取組みを行わせることが求められるものであり、当該通報を受けた行政機関は当該指導が不適切であると判断する場合等に当該監理団体に対して指導を行うこととなります。 なお、技能実習法令にも違反する場合であって、実習実施者が法第16条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると監理団体が認めた場合は、臨時監査を実施し、監査報告書によりとりまとめの上機構に対して報告する必要があります。

【通し番号】57

【改正箇所】第5章 第18節 帳簿の備付け(技能実習法第41条)

改正	現行
○ それぞれの帳簿書類に記載すべき最低限の事項は次のとおりです。 ① (略) ② 実習監理に係る技能実習生の管理簿 ・ 実習監理に係る技能実習生の名簿(最低限の記載事項は次のとおり) ア～ケ (略) コ 外国人雇用状況届出の届出日 <u>(技能実習生が雇用保険被保険者に該当する場合は、雇用保険被保険者通知書に記載されている確認(受理)通知年月日の日付)</u> サ～テ (略)	○ それぞれの帳簿書類に記載すべき最低限の事項は次のとおりです。 ① (略) ② 実習監理に係る技能実習生の管理簿 ・ 実習監理に係る技能実習生の名簿(最低限の記載事項は次のとおり) ア～ケ (略) コ 外国人雇用状況届出の届出日 サ～テ (略)

改正	現行
○ 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が、技能実習生が申告をしたことを理由として技能実習の中止その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。 これに違反した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第7号）。 <u>○ なお、技能実習生には日本人と同様に労働基準法関係法令が適用されますので、同法令違反がある場合には、労働基準監督機関に対し、労働基準法に基づく規定されている申告をすることもできます。</u>	○ 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が、技能実習生が申告をしたことを理由として技能実習の中止その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。 これに違反した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第7号）。 (新設)

改正	現行
○ 機構における母国語による相談窓口については、以下のとおりですが、詳細は、機構のHPを確認してください。 また、当該情報については、入国時に技能実習生に配付する技能実習生手帳にも記載しておりますので、入国後講習において、法的保護に必要な情報の科目を行う際に、技能実習生に対して技能実習生手帳を教材として使用して確実に周知することが必要です。 (略) <u>○ 地方事務所・支所においても相談窓口を設置し、相談対応を実施しています。特に母国語相談窓口で対応していない言語については、地方事務所・支所で通訳人の確保に努めた上で相談対応しています。</u>	○ 機構における母国語による相談窓口については、以下のとおりですが、詳細は、機構のHPを確認してください。 また、当該情報については、入国時に技能実習生に配付する技能実習生手帳にも記載しておりますので、入国後講習において、法的保護に必要な情報の科目を行う際に、技能実習生に対して技能実習生手帳を教材として使用して確実に周知することが必要です。 (略) (新設)

改正	現行
○ このような事態を防止するため、実習実施者や監理団体が、技能実習実施困難時届出、事業の休廃止届出等をしようとするときは、責任を持って実習実施者や監理団体が他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられています。 <u>なお、転籍については、実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合に認められます。</u> ○ (略) ○ なお、機構では、やむを得ない事情(※)で技能実習の実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しておりますので、御検討、御協力いただける方は、機構<u>地方事務所・支所</u>の援助課又は<u>指導課</u>(援助<u>担当</u>)に、御相談ください。 ※(略) 【留意事項】 ○ (略) ○ 実習先変更に関急性を要する場合等の対応について 実習先変更に関急性を要する場合に、実習実施者や監理団体等の自助努力のみでは転籍先を確保できない場合も想定されますが、そのような場合には、監理団体等に対して個別の支援を行えるケースがありますので、まずは機構<u>地方事務所・支所</u>の援助課又は<u>指導課</u>(援助<u>担当</u>)に、御相談ください。 ○ 実習実<u>施</u>者等を変更する場合の調整について 実習実施者、監理団体又は取次送出機関の少	○ このような事態を防止するため、実習実施者や監理団体が、技能実習実施困難時届出、事業の休廃止届出等をしようとするときは、責任を持って実習実施者や監理団体が他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられています。 ○ (略) ○ なお、機構では、やむを得ない事情(※)で技能実習の実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しておりますので、御検討、御協力いただける方は、機構<u>本部の技能実習部</u>援助課(援助・<u>相談班</u>)に、御相談ください。 ※(略) 【留意事項】 ○ (略) ○ 実習先変更に関急性を要する場合等の対応について 実習先変更に関急性を要する場合に、実習実施者や監理団体等の自助努力のみでは転籍先を確保できない場合も想定されますが、そのような場合には、監理団体等に対して個別の支援を行えるケースがありますので、まずは機構<u>本部の技能実習部</u>援助課(援助・<u>相談班</u>)に、御相談ください。 ○ 実習実<u>習</u>者等を変更する場合の調整について 実習実施者、監理団体又は取次送出機関の少

なくともいずれか1つを変更する場合にあっては、関係する当事者間で争いとなることがないよう、技能実習生を含めた当事者間で、事前の同意を得ておくことが望まれます。

例えば、実習実施者及び監理団体が変更される場合においては、対象となる技能実習生、変更前後の実習実施者、変更前後の監理団体及び取次送出機関の6者の間で、変更に係る同意を得ておくことが望まれます。

さらに、上記に加え、取次送出機関も併せて変更となる場合には、変更後の送出機関も含めた最大7者の同意を得ることが望まれます。

○ 実習実施者や監理団体が認定・許可の取消しを受けた場合の調整について

実習実施者や監理団体は、認定・許可の取消しを受けた場合であっても、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じることが求められます。

なくともいずれか1つを変更する場合にあっては、関係する当事者間で争いとなることがないよう、技能実習生を含めた当事者間で、事前の同意を得ておくことが望まれます。

例えば、実習実施者及び監理団体が変更される場合においては、対象となる技能実習生、変更前後の実習実施者、変更前後の監理団体及び取次送出機関の6者の間で、変更に係る同意を得ておくことが望まれます。

さらに、上記に加え、取次送出機関も併せて変更となる場合には、変更後の送出機関も含めた最大7者の同意を得ることが望まれます。

【通し番号】61

【改正箇所】第7章 第3節 技能実習評価試験(技能実習法第52条)

改正	現行
【留意事項】 ○ 機構による受検支援の申込み時期 第1号技能実習に係る申込みは、認定を受け たら速やかに、遅くとも技能実習修了の6か月 前まで。 第2号技能実習及び第3号技能実習に係る 申込みは、認定を受けたら速やかに、遅くとも 技能実習修了の12か月前まで。 <u>○ 技能実習生が技能検定又は技能実習評価試 験を受検後に、監理団体（企業単独型技能実習 の場合は実習実施者）が試験実施機関から当該 技能実習生の技能検定の合格証書若しくは技能 検定試験合格通知又はこれに相当する技能実習 評価試験の合格を証明する書面を受領した場合 は、監理団体や実習実施者が保管することなく、 速やかに当該技能実習生本人へ手交してくださ い。</u>	【留意事項】 ○ 機構による受検支援の申込み時期 第1号技能実習に係る申込みは、認定を受け たら速やかに、遅くとも技能実習修了の6か月 前まで。 第2号技能実習及び第3号技能実習に係る 申込みは、認定を受けたら速やかに、遅くとも 技能実習修了の12か月前まで。 （新設）

改正	現行
○ 告示される養成講習機関は、以下の全てを満たすものと主務大臣が確認した機関であることが必要です。 ① 技能実習に関する講習若しくは研修又は労働関係法令に関する講習若しくは研修等<u>を主体的に行った</u>事業実績（広く一般に受講者を募集して開催したものに限り、<u>単に外部講師を招聘した場合は除く。</u>）が申込日の属する年度又はその前年度を含む直近3年度において少なくとも各1回以上有する法人であること。 ②～⑦（略）	○ 告示される養成講習機関は、以下の全てを満たすものと主務大臣が確認した機関であることが必要です。 ① 技能実習に関する講習若しくは研修又は労働関係法令に関する講習若しくは研修等<u>の</u>事業実績（広く一般に受講者を募集して開催<u>された</u>ものに限る。）が申込日の属する年度又はその前年度を含む直近3年度において少なくとも各1回以上有する法人であること。 ②～⑦（略）

改正	現行
○ 養成講習機関となることを希望する者のうち、監理団体を対象とした養成講習の実施を希望する者は、監理責任者等講習実施申込書（参考様式第5－1号）、実習実施者を対象とした養成講習の実施を希望する者は、技能実習責任者講習等申込書（参考様式5－2号）を作成し、次の書類を添えて、養成講習機関の上記募集期間内に主務大臣に提出してください。上記申込書及び次の書類は正本1部副本1部を提出してください。なお、主務大臣が養成講習を適切に行うことができる養成講習機関であると確認し、告示をするまでに3か月程度を要しますので、あらかじめ御留意ください。 ①～⑤（略） ⑥ 養成講習において配布予定のテキスト及び資料 <u>⑦ 養成講習をオンラインによる非対面方式で実施することが可能であることがわかる資料</u> <u>⑧ 受講の申込みをオンライン（メールによる申請を含む。）により受け付けることが可能であることがわかる資料</u> <u>⑨ 受講証明書を電子媒体により交付することが可能であることがわかる資料</u>	○ 養成講習機関となることを希望する者のうち、監理団体を対象とした養成講習の実施を希望する者は、監理責任者等講習実施申込書（参考様式第5－1号）、実習実施者を対象とした養成講習の実施を希望する者は、技能実習責任者講習等申込書（参考様式5－2号）を作成し、次の書類を添えて、養成講習機関の上記募集期間内に主務大臣に提出してください。上記申込書及び次の書類は正本1部副本1部を提出してください。なお、主務大臣が養成講習を適切に行うことができる養成講習機関であると確認し、告示をするまでに3か月程度を要しますので、あらかじめ御留意ください。 ①～⑤（略） ⑥ 養成講習において配布予定のテキスト及び資料 <u>⑦ 試験問題取扱担当者の氏名・所属を記載した書類</u> （新設） （新設）

改正	現行
○ <u>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)第5の1(1)①デジタル完結・自動化原則」として、書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現することとされています。そこで、令和6年度から、養成講習機関が実施する養成講習の要件に、受講申し込み、講習の実施、受講証明書の交付におけるオンライン化等のデジタル原則に対応していることを追加することとします。</u> <u>そのため、既存の養成講習機関において、オンライン化等のデジタル原則に対応していることを確認するため、</u>監理団体を対象とした養成講習の更新を希望する者は、監理責任者等講習機関更新申込書(参考様式第5-13号)、実習実施者を対象とした養成講習の更新を希望する者は、技能実習責任者講習等機関更新申込書(参考様式第5-14号)を作成し、<u>次の書類を添えて、令和5年</u>12月末までに主務省庁(提出先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室)に提出してください。 ① <u>養成講習をオンラインによる非対面方式で実施することが可能であることがわかる資料</u> ② <u>受講の申し込みをオンライン(メールによる申請を含む)により受け付けることが可能であることがわかる資料</u> ③ <u>受講証明書を電子媒体により交付することが可能であることがわかる資料</u> ○ <u>オンライン化等のデジタル原則に対応できない場合は、更新は認められません。</u>	○ <u>養成講習機関については年度ごとに更新手続きを行います。</u>監理団体を対象とした養成講習の更新を希望する者は、監理責任者等講習機関更新申込書(参考様式第5-13号)、実習実施者を対象とした養成講習の更新を希望する者は、技能実習責任者講習等機関更新申込書(参考様式第5-14号)を作成し、<u>翌年度の養成講習実施日程書(参考様式第5-3号、第5-4号)の案を添えて、</u>12月末までに主務省庁(提出先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室)に提出してください。 (新設) (新設) (新設) (新設)

改正	現行
○ 養成講習機関の名称、住所又は<u>講習実施エリア</u>が変更となった場合には、養成講習実施申込書（参考様式第5－1号、第5－2号）に変更後の名称又は住所を記載し、<u>名称又は住所の変更の場合は法人登記事項証明書を添付の上、</u>主務大臣に提出してください。なお、<u>名称又は住所</u>の変更手続には一定の時間を要することから変更することが決まった時点で、可能な限り早めに御相談ください。 <u>○ 養成講習機関として、引き続き告示への掲載を希望しない場合にあっては、希望しないことが決まった時点で、可能な限り早めにご相談ください。</u>	○ 養成講習機関の名称、住所又は<u>試験問題取扱担当者</u>が変更となった場合には、養成講習実施申込書（参考様式第5－1号、第5－2号）に変更後の名称又は住所を記載し、主務大臣に提出してください。なお、変更手続<u>き</u>には一定の時間を要することから変更することが決まった時点で、可能な限り早めに御相談ください。 （新設）

改正	現行
○ 養成講習は、<u>令和6年度から、オンラインによる非対面方式で実施することが基本となります。オンラインによる非対面方式で実施する場合の要件等については、後記第8節に定めています。この場合、以下のエリア（※）に関係なく講習を実施することができます。</u> <u>しかしながら、オンラインによる非対面方式で受講できない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、オンラインによる非対面方式での実施に加え、対面による講習も実施しなければなりません。対面による講習は</u>以下のエリア（※）単位で実施します。養成講習機関となることを希望する者は、申込みの際に<u>対面による</u>講習を実施するエリアを申請します（複数エリアの申請が可能です）。講習を実施することとなったエリアについては、エリア内の全都道府県で各講習の種類（科目）ごとに年度に1回は講習を実施することが必要です。 （注1）（略） （注2）（略） （※）（略） （削除）	○ 養成講習は以下のエリア（※）単位で実施します。養成講習機関となることを希望する者は、申込みの際に講習を実施するエリアを申請します（複数エリアの申請が可能です）。講習を実施することとなったエリアについては、エリア内の全都道府県で各講習の種類（科目）ごとに年度に1回は講習を実施することが必要です。 （注1）（略） （注2）（略） （※）（略） ○ <u>令和4年度より、初回の講習、更新時講習（3年ごとの更新のために受講する2回目以降の養成講習）のいずれについてもオンラインの非対面方式で実施いただくことが可能となりました（オンラインの非対面方式で実施する場合の要件等については、後記第8節に定めております。）。この場合、上記のエリアに関係なく講習を実施することができます。</u>

【通し番号】67

【改正箇所】第8章 第3節 第3（2）養成講習の日程等

改正	現行
○ 実施予定の養成講習の日程については、養成講習機関が任意に定めることができます。養成講習機関は、当該日程について、養成講習実施日程書（参考様式第5－3号、第5－4号）により養成講習機関のHPに掲載するほか、主務省庁及び機構のHPにリンクを掲載します。 （削除）	○ 実施予定の養成講習の日程については、養成講習機関が任意に定めることができます。養成講習機関は、当該日程について、養成講習実施日程書（参考様式第5－3号、第5－4号）により養成講習機関のHPに掲載するほか、主務省庁及び機構のHPにリンクを掲載します。 <u>○ 令和4年度にオンラインの非対面方式で養成講習を実施する場合、主務省庁に事前に連絡するとともに、当該日程について養成講習機関のHPに掲載された養成講習実施日程書（参考様式第5－3号、第5－4号）を更新します。</u>

改正	現行
<u>○ 受講申し込みは、令和6年度から、オンライン（メールによる申請を含む。）により受け付けることが基本となります。しかしながら、オンライン（メールによる申請を含む。）による受講申し込みができない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、紙媒体により受講の申込みの申し出があった場合であっても、受講の申込みを受け付けなければなりません。</u> ○ 募集締切日時については、 ① 特定の日時を定める方法 ② あらかじめ定めた定員に達した時点とする方法 ③ ①又は②のいずれか早いものとする方法のいずれかの方法をもって定めるものとします。 ただし、募集締切日時経過後に定員に達していない場合には、養成講習機関の HP に掲載した募集締切日時にかかわらず、引き続き受講者の募集を行って差し支えありません。	(新設) ○ 募集締切日時については、 ① 特定の日時を定める方法 ② あらかじめ定めた定員に達した時点とする方法 ③ ①又は②のいずれか早いものとする方法のいずれかの方法をもって定めるものとします。 ただし、募集締切日時経過後に定員に達していない場合には、養成講習機関の HP に掲載した募集締切日時にかかわらず、引き続き受講者の募集を行って差し支えありません。

改正	現行
○ 養成講習機関は、養成講習終了後、速やかに講習修了者に対し、受講証明書（参考様式第5－5号から第5－8号まで）を交付しなければなりません。 <u>受講証明書は、令和6年度から、電子媒体により交付することが基本となります。しかしながら、受講証明書を電子媒体で交付を受けることができない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、紙媒体による受講証明書の交付を求められた場合には、紙媒体にて受講証明書を交付しなければなりません。</u> <u>なお、電子媒体により、受講証明書を交付する場合にあっては、偽変造防止に係る必要な措置を講ずることが求められます。具体的には、機構、主務省庁から受講証明書の偽変造に関する照会を受けた際に対応いただくことが求められます。加えて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく電子署名を付すことが望ましいです。</u>	○ 養成講習機関は、養成講習終了後、速やかに講習修了者に対し、受講証明書（参考様式第5－5号から第5－8号まで）を交付しなければなりません。 <u>オンラインの非対面方式で開催した場合には、速やかに講習修了者に対して受講証明書を郵送すること。</u>

改正	現行								
○ 第5節の養成講習の講習内容について、当日の講習受講者が理解できているかを下記に掲げる事項に則したペーパーテストにより確認することが必要です。	○ 第5節の養成講習の講習内容について、当日の講習受講者が理解できているかを下記に掲げる事項に則したペーパーテストにより確認することが必要です。								
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="165 432 416 479">①～⑥(略)</th><th data-bbox="419 432 783 479">(略)</th></tr> <tr> <td data-bbox="165 483 416 1099">⑦ 結果の報告</td><td data-bbox="419 483 783 1099"> 実施する講習に応じて、<u>年度ごとに1年分</u>の結果を監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－11）、技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－12）に取りまとめ、<u>翌年度の5月</u>末までに電子媒体により報告すること。（結果報告先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室） </td></tr> </table>	①～⑥(略)	(略)	⑦ 結果の報告	実施する講習に応じて、 <u>年度ごとに1年分</u> の結果を監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－11）、技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－12）に取りまとめ、 <u>翌年度の5月</u> 末までに電子媒体により報告すること。（結果報告先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室）	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="812 432 1062 479">①～⑥(略)</th><th data-bbox="1066 432 1430 479">(略)</th></tr> <tr> <td data-bbox="812 483 1062 1099">⑦ 結果の報告</td><td data-bbox="1066 483 1430 1099"> 実施する講習に応じて、<u>四半期ごと（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）</u>の結果を監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－11）、技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－12）に取りまとめ、<u>四半期の翌月</u>末までに電子媒体により報告すること。（結果報告先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室） </td></tr> </table>	①～⑥(略)	(略)	⑦ 結果の報告	実施する講習に応じて、 <u>四半期ごと（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）</u> の結果を監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－11）、技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－12）に取りまとめ、 <u>四半期の翌月</u> 末までに電子媒体により報告すること。（結果報告先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室）
①～⑥(略)	(略)								
⑦ 結果の報告	実施する講習に応じて、 <u>年度ごとに1年分</u> の結果を監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－11）、技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－12）に取りまとめ、 <u>翌年度の5月</u> 末までに電子媒体により報告すること。（結果報告先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室）								
①～⑥(略)	(略)								
⑦ 結果の報告	実施する講習に応じて、 <u>四半期ごと（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）</u> の結果を監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－11）、技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－12）に取りまとめ、 <u>四半期の翌月</u> 末までに電子媒体により報告すること。（結果報告先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室）								
○ 主務省庁から交付された理解度テストに係る資料及び問題集は、試験問題の作成及び試験の実施のためのみ利用することとし、他の目的のために利用しないこと。また、<u>情報漏洩の防止の観点から、問題集を取り扱う者を必要最小限に限定して試験問題取扱担当者として選任し、その者に問題集の管理を徹底させること。</u>	○ 主務省庁から交付された理解度テストに係る資料及び問題集は、試験問題の作成及び試験の実施のためのみ利用することとし、他の目的のために利用しないこと。また、<u>問題集を取り扱う範囲は試験問題取扱担当者に限定すること。</u>								
○ 養成講習機関は、試験問題を取り扱う<u>者</u>を試験問題取扱担当者及び講習当日の講師に限定し、その内容を他に漏らしてはならない。また、試験問題は試験終了後回収すること。	○ 養成講習機関は、試験問題を取り扱う<u>範囲</u>を試験問題取扱担当者及び講習当日の講師に限定し、その内容を他に漏らしてはならない。また、試験問題は試験終了後回収すること。								

改正	現行
1. 原則 (1) (略) (2) 本表(書類の番号2)の1～<u>51</u>のうち提出を要する書類について、本表の番号順に並べ、先頭に本表を付して提出ください。 (3) (略) (4) (略) ※(4)の○又は●に該当することにより「無」とする書類については、本表の「申請者確認欄」の(※)欄に「提出を省略する書類を添付した過去の技能実習計画認定申請書」を提出した日(申請日)又は申請番号(認定番号)を記載ください。<u>これらの記載がない場合や誤った申請番号等が記載されている場合、提出が不要となるか確認することができないため、再度の提出を求める場合もあることから記載漏れのないように留意願います。</u> ※(略) (5) (略) 2. 複数の技能実習計画について同時に申請する場合 (1) 筆頭の技能実習生に係る技能実習計画書類番号の1から <u>51</u> のうちで提出を要する全ての書類を番号順に並べ、本表を付して提出願います。 (2) 2人目以降の技能実習生に係る技能実習計画 以下について技能実習計画(技能実習生)ごとにクリップ等で綴じた上で、書類番号1の名簿順に並べて提出をお願いします。 ①本表 ②書類の番号1～<u>51</u> (3) (2)にかかわらず、①本表及び②書類の番号 <u>18</u> 以降については、内容が全く同じであれば2人目以降の申請書類への添付は不要です。 その場合には、本表の「iii 技能実習生の	1. 原則 (1) (略) (2) 本表(書類の番号2)の1～<u>60</u>のうち提出を要する書類について、本表の番号順に並べ、先頭に本表を付して提出ください。 (3) (略) (4) (略) ※(4)の○又は●に該当することにより「無」とする書類については、本表の「申請者確認欄」の(※)欄に「提出を省略する書類を添付した過去の技能実習計画認定申請書」を提出した日(申請日)又は申請番号(認定番号)を記載ください。 ※(略) (5) (略) 2. 複数の技能実習計画について同時に申請する場合 (1) 筆頭の技能実習生に係る技能実習計画書類番号の1から <u>60</u> のうちで提出を要する全ての書類を番号順に並べ、本表を付して提出願います。 (2) 2人目以降の技能実習生に係る技能実習計画 以下について技能実習計画(技能実習生)ごとにクリップ等で綴じた上で、書類番号1の名簿順に並べて提出をお願いします。 ①本表 ②書類の番号1～<u>60</u> (3) (2)にかかわらず、①本表及び②書類の番号 <u>19</u> 以降については、内容が全く同じであれば2人目以降の申請書類への添付は不要です。 その場合には、本表の「iii 技能実習生の

氏名」欄に「別添「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」のとおり。」と記載願います。（同一でない場合には当該者については添付願います。） （４）（略） ３．その他 （１）（略） （削除）	氏名」欄に「別添「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」のとおり。」と記載願います。（同一でない場合には当該者については添付願います。） （４）（略） ３．その他 （１）（略） <u>番号欄</u> <u>16</u> <u>必要な書類欄</u> <u>技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書</u> <u>書式欄</u> <u>参考様式第 1-19 号（A・D）</u> <u>参考様式第 1-19 号（B・C）</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄</u> <u>◎</u> <u>×</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄</u> <u>×</u> <u>◎</u> <u>留意事項欄</u> <u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> <u>有無</u>
番号欄 <u>16</u> （略） 番号欄 <u>17</u> （略） 番号欄 <u>18</u> （略） 番号欄 <u>19</u> （略） 番号欄 <u>20</u> （略）	番号欄 <u>17</u> （略） 番号欄 <u>18</u> （略） 番号欄 <u>19</u> （略） 番号欄 <u>20</u> （略） 番号欄 <u>21</u> （略）

番号欄 <u>21</u> (略) 番号欄 <u>22</u> (略) 番号欄 <u>23</u> (略) 番号欄 <u>24</u> (略) (削除)	番号欄 <u>22</u> (略) 番号欄 <u>23</u> (略) 番号欄 <u>24</u> (略) 番号欄 <u>25</u> (略) 番号欄 <u>26</u> 必要な書類欄 技能実習責任者の履歴書 書式欄 参考様式第 1-4 号 技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄 ○ 技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄 ○ 留意事項欄 ※技能実習指導員、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。 申請者確認欄 有無 番号欄 <u>27</u> 必要な書類欄 技能実習責任者の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証などの写し） 書式欄 二 技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄 ○ 技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄 ○ 留意事項欄 同上 ※健康保険等の被保険者証の被保険者記号等・番号等をマスキングの上提出してください。
---	--

番号欄 <u>25</u> 必要な書類欄 技能実習責任者の<u>履歴書並びに</u>就任承諾書及び誓約書の写し (略) (削除)	<u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> 番号欄 <u>28</u> 必要な書類欄 技能実習責任者の就任承諾書及び誓約書の写し(略) <u>番号欄</u> <u>29</u> <u>必要な書類欄</u> <u>技能実習指導員の履歴書</u> <u>書式欄</u> <u>参考様式第 1-4 号</u> <u>技能実習の区分(提出の要否) 1 号欄</u> <u>○</u> <u>技能実習の区分(提出の要否) 2 号 3 号欄</u> <u>○</u> <u>留意事項欄</u> <u>※技能実習責任者、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。</u> <u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> <u>番号欄</u> <u>30</u> <u>必要な書類欄</u> <u>技能実習指導員の常勤性が確認できる書類(健康保険等の被保険者証などの写し)</u> <u>書式欄</u> <u>二</u> <u>技能実習の区分(提出の要否) 1 号欄</u> <u>○</u> <u>技能実習の区分(提出の要否) 2 号 3 号欄</u> <u>○</u> <u>留意事項欄</u> <u>同上</u> <u>※健康保険等の被保険者証の被保険者記号等・番号等をマスキングの上提出してください。</u> <u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> 番号欄 <u>31</u> 必要な書類欄
番号欄 <u>26</u> 必要な書類欄	<u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> 番号欄 <u>31</u> 必要な書類欄

技能実習指導員の<u>履歴書並びに</u>就任承諾書及び誓約書の写し (略) (削除) (削除) 番号欄 <u>27</u> 必要な書類欄 生活指導員の<u>履歴書並びに</u>就任承諾書及び誓約書の写し (略) 番号欄	技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書の写し(略) 番号欄 <u>32</u> 必要な書類欄 <u>生活指導員の履歴書</u> 書式欄 <u>参考様式第 1-4 号</u> 技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄 <u>○</u> 技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄 <u>○</u> 留意事項欄 <u>※技能実習責任者、技能実習指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。</u> 申請者確認欄 <u>有無</u> 番号欄 <u>33</u> 必要な書類欄 <u>生活指導員の常勤性が確認できる書類</u> <u>（健康保険等の被保険者証などの写し）</u> 書式欄 <u>二</u> 技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄 <u>○</u> 技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄 <u>○</u> 留意事項欄 <u>同上</u> <u>※健康保険等の被保険者証の被保険者記号等・番号等をマスキングの上提出してください。</u> 申請者確認欄 <u>有無</u> 番号欄 <u>34</u> 必要な書類欄 生活指導員の就任承諾書及び誓約書の写し(略) 番号欄
--	---

<u>28</u> (略) 番号欄	<u>35</u> (略) 番号欄
<u>29</u> (略) 番号欄	<u>36</u> (略) 番号欄
<u>30</u> (略) 番号欄	<u>37</u> (略) 番号欄
<u>31</u> (略) 番号欄	<u>38</u> (略) 番号欄
<u>32</u> (略) (削除)	<u>39</u> (略) <u>○中断した技能実習を再開する場合</u> <u>番号欄</u>
	<u>40</u> <u>必要な書類欄</u> <u>技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書</u> <u>書式欄</u> <u>様式自由</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄</u> <u>◎</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄</u> <u>◎</u> <u>留意事項欄</u> <u>・技能実習生の病気・怪我（労災を含む。）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて技能実習の再開を希望する場合に提出してください。</u> <u>・技能実習生自身が職務怠慢により欠勤していたなど、技能実習を継続する意思や能力を欠くことに起因した中断については、再開は認められません。</u> <u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> 番号欄
番号欄 <u>33</u> (略) 番号欄	<u>41</u> (略) 番号欄

<u>34</u> (略) 番号欄	<u>42</u> (略) 番号欄
<u>35</u> (略) 番号欄	<u>43</u> (略) 番号欄
<u>36</u> (略) 番号欄	<u>44</u> (略) 番号欄
<u>37</u> (略) 番号欄	<u>45</u> (略) 番号欄
<u>38</u> (略) 番号欄	<u>46</u> (略) 番号欄
<u>39</u> (略) 番号欄	<u>47</u> (略) 番号欄
<u>40</u> (略) 番号欄	<u>48</u> (略) 番号欄
<u>41</u> (略) 番号欄	<u>49</u> (略) 番号欄
<u>42</u> (略) 番号欄	<u>50</u> (略) 番号欄
<u>43</u> (略) 番号欄	<u>51</u> (略) 番号欄
<u>44</u> (略) 番号欄	<u>52</u> (略) 番号欄
<u>45</u> (略) (削除)	<u>53</u> (略) 番号欄
	<u>54</u> 必要な書類欄 <u>入国前講習が過去6月以内に行われていない理由を記載した書類（特例）</u> 書式欄 様式自由

番号欄 <u>46</u> (略) 留意事項欄 入国後講習を「第1号技能実習の総時間数の24分の1以上」に短縮する場合(※)に提出してください。 ※要件を満たす入国後講習を実施する場合に「第1号技能実習の総時間数の12分の1以上」とする入国後講習の時間数については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年2月26日施行)により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、技能実習生が本邦外において、「45日以上期間かつ240時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第1号技能実習の総時間数の24分の1」に短縮することが認められます。	技能実習の区分(提出の要否) 1号欄 <u>◎</u> 技能実習の区分(提出の要否) 2号3号欄 <u>×</u> 留意事項欄 <u>入国前講習が過去6月以内に行われていない場合(※)に提出してください。</u> <u>※「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年2月26日施行)により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合には、令和元年8月1日以降に技能実習生が受講する講習が入国前講習として認められます。</u> <u>本特例措置は、改正省令の施行日から令和4年7月31日までの間になされた技能実習計画の認定の申請について適用されます。また、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。</u> 申請者確認欄 <u>有無</u> 番号欄 <u>55</u> (略) 留意事項欄 入国後講習を「第1号技能実習の総時間数の24分の1以上」に短縮する場合(※)に提出してください。 ※要件を満たす入国後講習を実施する場合に「第1号技能実習の総時間数の12分の1以上」とする入国後講習の時間数については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年2月26日施行)により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、技能実習生が本邦外において、「45日以上期間かつ240時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第1号技能実習の総時間数の24分の1」に短縮することが認められます。
--	--

本特例措置は、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。本措置の終期については、感染拡大や本邦の防疫措置の状況を踏まえて検討し、一定の周知期間を設けた上でお知らせします。 <u>(令和5年5月31日までの特例措置)</u> (略) 番号欄 <u>47</u> (略) 番号欄 <u>48</u> (略) 番号欄 <u>49</u> (略) 番号欄 <u>50</u> (略) 番号欄 <u>51</u> (略)	本特例措置は、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。本措置の終期については、感染拡大や本邦の防疫措置の状況を踏まえて検討し、一定の周知期間を設けた上でお知らせします。 (略) 番号欄 <u>56</u> (略) 番号欄 <u>57</u> (略) 番号欄 <u>58</u> (略) 番号欄 <u>59</u> (略) 番号欄 <u>60</u> (略)
--	---

改正	現行
1. 原則 (1) (略) (2) 本表(書類の番号2)の1～<u>46</u>のうち提出を要する書類について、本表の番号順に並べ、先頭に本表を付して提出ください。 (3) (略) (4) (略) ※(4)の○又は●に該当することにより「無」とする書類については、本表の「申請者確認欄」の(※)欄に「提出を省略する書類を添付した過去の技能実習計画認定申請書」を提出した日(申請日)又は申請番号(認定番号)を記載ください。<u>これらの記載がない場合や誤った申請番号等が記載されている場合、提出が不要となるか確認することができないため、再度の提出を求めることから記載漏れのないようにご留意願います。</u> (5) (略) 2. 複数の技能実習計画について同時に申請する場合 (1) 筆頭の技能実習生に係る技能実習計画 書類番号の1から <u>46</u> のうちで提出を要する全ての書類を番号順に並べ、本表を付して提出願います。 (2) 2人目以降の技能実習生に係る技能実習計画 以下について技能実習計画(技能実習生)ごとにクリップ等で綴じた上で、書類番号1の名簿順に並べて提出をお願いします。 ①本表 ②書類の番号1～<u>46</u> (3) (2)にかかわらず、①本表及び②書類の番号13の参考様式第1-22号、33号及び34号、③書類の番号 <u>23</u> 以降については、内容が全く同じであれば2人目以降の申請書類への添付は不要です。その場合には、本表の「iii 技能実習生の氏名」欄に「別添「申請	1. 原則 (1) (略) (2) 本表(書類の番号2)の1～<u>55</u>のうち提出を要する書類について、本表の番号順に並べ、先頭に本表を付して提出ください。 (3) (略) (4) (略) ※(4)の○又は●に該当することにより「無」とする書類については、本表の「申請者確認欄」の(※)欄に「提出を省略する書類を添付した過去の技能実習計画認定申請書」を提出した日(申請日)又は申請番号(認定番号)を記載ください。 (5) (略) 2. 複数の技能実習計画について同時に申請する場合 (1) 筆頭の技能実習生に係る技能実習計画 書類番号の1から <u>55</u> のうちで提出を要する全ての書類を番号順に並べ、本表を付して提出願います。 (2) 2人目以降の技能実習生に係る技能実習計画 以下について技能実習計画(技能実習生)ごとにクリップ等で綴じた上で、書類番号1の名簿順に並べて提出をお願いします。 ①本表 ②書類の番号1～<u>55</u> (3) (2)にかかわらず、①本表及び②書類の番号13の参考様式第1-22号、33号及び34号、③書類の番号 <u>24</u> 以降については、内容が全く同じであれば2人目以降の申請書類への添付は不要です。その場合には、本表の「iii 技能実習生の氏名」欄に「別添「申請

する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」のとおり。」と記載願います。(同じでない場合には当該者については添付願います。) (4) (略) 3. その他 (1) (略) (削除)	する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」のとおり。」と記載願います。(同じでない場合には当該者については添付願います。)) (4) (略) 3. その他 (1) (略) <u>番号欄</u> <u>17</u> <u>必要な書類欄</u> <u>技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書</u> <u>書式欄</u> <u>参考様式第 1-19 号 (A・D)</u> <u>参考様式第 1-19 号 (B・C・E・F)</u> <u>技能実習の区分 (提出の要否) 1 号欄</u> <u>◎×</u> <u>技能実習の区分 (提出の要否) 2 号 3 号欄</u> <u>×◎</u> <u>留意事項欄</u> <u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> <u>有無</u>
番号欄 <u>17</u> (略) 番号欄 <u>18</u> (略) 番号欄 <u>19</u> (略) 番号欄 <u>20</u> (略) 番号欄 <u>21</u> (略) 番号欄 <u>22</u>	番号欄 <u>18</u> (略) 番号欄 <u>19</u> (略) 番号欄 <u>20</u> (略) 番号欄 <u>21</u> (略) 番号欄 <u>22</u> (略) 番号欄 <u>23</u>

(略) 番号欄 <u>23</u> (略) 番号欄 <u>24</u> (略) 番号欄 <u>25</u> (略) 番号欄 <u>26</u> (略) 番号欄 <u>27</u> (略) 番号欄 <u>28</u> (略) 番号欄 <u>29</u> (略) (削除)	(略) 番号欄 <u>24</u> (略) 番号欄 <u>25</u> (略) 番号欄 <u>26</u> (略) 番号欄 <u>27</u> (略) 番号欄 <u>28</u> (略) 番号欄 <u>29</u> (略) 番号欄 <u>30</u> (略) 番号欄 <u>31</u> <u>必要な書類欄</u> <u>技能実習責任者の履歴書</u> <u>書式欄</u> <u>参考様式第 1-4 号</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄</u> <u>○</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄</u> <u>○</u> <u>留意事項欄</u> <u>※ 技能実習指導員、生活指導員と兼任の場合</u> <u>には合わせて一部の提出で差し支えありませ</u> <u>ん。</u> <u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> <u>番号欄</u> <u>32</u> <u>必要な書類欄</u> <u>技能実習責任者の常勤性が確認できる書類（健</u>
(削除)	

番号欄 <u>31</u> 必要な書類欄 技能実習指導員の<u>履歴書並びに</u>就任承諾書及び誓約書の写し (略) (削除)	<u>技能実習の区分（提出の要否） 2号3号欄</u> <u>○</u> <u>留意事項欄</u> <u>同上</u> <u>※健康保険等の被保険者証の被保険者等記号・番号等をマスキングの上提出してください。</u> <u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> 番号欄 <u>36</u> 必要な書類欄 技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書の写し (略) <u>番号欄</u> <u>37</u> <u>必要な書類欄</u> <u>生活指導員の履歴書</u> <u>書式欄</u> <u>参考様式第 1-4 号</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 1号欄</u> <u>○</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 2号3号欄</u> <u>○</u> <u>留意事項欄</u> <u>※技能実習責任者、技能実習指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。</u> <u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> <u>番号欄</u> <u>38</u> <u>必要な書類欄</u> <u>生活指導員の常勤性が確認できる書類</u> <u>（健康保険等の被保険者証などの写し）</u> <u>書式欄</u> <u>二</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 1号欄</u> <u>○</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 2号3号欄</u> <u>○</u> <u>留意事項欄</u>
--	---

番号欄 <u>32</u> 必要な書類欄 技能実習指導員の<u>履歴書並びに</u>就任承諾書及び誓約書の写し (略) 番号欄 <u>33</u> (略) 番号欄 <u>34</u> (略) 番号欄 <u>35</u> (略) 番号欄 <u>36</u> (略) 番号欄 <u>37</u> (略) 番号欄 <u>38</u> (略) (削除)	<u>同上</u> <u>※健康保険等の被保険者証の被保険者等記号・番号等をマスキングの上提出してください。</u> <u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> 番号欄 <u>39</u> 必要な書類欄 技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書の写し (略) 番号欄 <u>40</u> (略) 番号欄 <u>41</u> (略) 番号欄 <u>42</u> (略) 番号欄 <u>43</u> (略) 番号欄 <u>44</u> (略) 番号欄 <u>45</u> (略) <u>○中断した技能実習を再開する場合</u> <u>番号欄</u> <u>46</u> <u>必要な書類欄</u> <u>技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書</u> <u>書式欄</u> <u>様式自由</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄</u> <u>◎</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄</u> <u>◎</u> <u>留意事項欄</u>
--	---

番号欄 <u>39</u> (略) 番号欄 <u>40</u> (略) 番号欄 <u>41</u> (略) 番号欄 <u>42</u> (略) 番号欄 <u>43</u> (略) (削除)	・ <u>技能実習生の病気・怪我（労災を含む。）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて技能実習の再開を希望する場合に提出してください。</u> ・ <u>技能実習生自身が職務怠慢により欠勤していたなど、技能実習を継続する意思や能力を欠くことに起因した中断については、再開は認められません。</u> <u>申請者確認欄</u> <u>有無</u> 番号欄 <u>47</u> (略) 番号欄 <u>48</u> (略) 番号欄 <u>49</u> (略) 番号欄 <u>50</u> (略) 番号欄 <u>51</u> (略) <u>番号欄</u> <u>52</u> <u>必要な書類欄</u> <u>入国前講習が過去 6 月以内に行われていない理由を記載した書類（特例）</u> <u>書式欄</u> <u>様式自由</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄</u> <u>◎</u> <u>技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄</u> <u>×</u> <u>留意事項欄</u> <u>入国前講習が過去 6 月以内に行われていない場合（※）に提出してください。</u> <u>※「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正</u>
--	---

番号欄

44

(略)

留意事項欄

入国後講習を「第1号技能実習の総時間数の24分の1以上」に短縮する場合(※)に提出してください。

※要件を満たす入国後講習を実施する場合に「第1号技能実習の総時間数の12分の1以上」とする入国後講習の時間数については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年2月26日施行)により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、技能実習生が本邦外において、「45日以上」の期間かつ「240時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第1号技能実習の総時間数の24分の1」に短縮することが認められます。

本特例措置は、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。本措置の終期については、感染拡大や本邦の防疫措置の状況を踏まえて検討し、一定の周知期間を設けた上でお知らせします。

(令和5年5月31日までの特例措置)

番号欄

45

する省令」(令和3年2月26日施行)により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合には、令和元年8月1日以降に技能実習生が受講する講習が入国前講習として認められます。

本特例措置は、改正省令の施行日から令和4年7月31日までの間になされた技能実習計画の認定の申請について適用されます。また、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。

申請者確認欄

有無

番号欄

53

(略)

留意事項欄

入国後講習を「第1号技能実習の総時間数の24分の1以上」に短縮する場合(※)に提出してください。

※要件を満たす入国後講習を実施する場合に「第1号技能実習の総時間数の12分の1以上」とする入国後講習の時間数については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年2月26日施行)により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、技能実習生が本邦外において、「45日以上」の期間かつ「240時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第1号技能実習の総時間数の24分の1」に短縮することが認められます。

本特例措置は、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。本措置の終期については、感染拡大や本邦の防疫措置の状況を踏まえて検討し、一定の周知期間を設けた上でお知らせします。

番号欄

54

(略)	(略)
番号欄	番号欄
<u>46</u>	<u>55</u>
(略)	(略)

【改正箇所】別紙③ 監理団体の許可申請の添付書類一覧

改正								現行							
番号	必要な書類	様式番号	新規許可	有効期間更新	事業区分変更 (特定→一般)	事業区分変更 (一般→特定)	留意事項	番号	必要な書類	様式番号	新規許可	有効期間更新	事業区分変更 (特定→一般)	事業区分変更 (一般→特定)	留意事項
1	(略)							1	(略)						
2	(略)				×	×		2	(略)				△	△	
3	組合員・ 会員等 の一覧 表	二	○	○	×	×		(新設)							
4	(略)				×	×		3	(略)				△	△	
5	(略)				×	×		4	(略)				△	△	
6	(略)				×	×	(略)	5	(略)				△	△	(略)
7	(略)				○ ※ 直 近 事 業 年 度 の み	○ ※ 直 近 事 業 年 度 の み	直近の事業年度で債務超過となっている場合、新規許可申請以外は以下の措置により解消が確実に視されることが必要。 ①(略) ②債権者による債務放棄がなされている。	6	(略)				△	△	直近の事業年度で債務超過となっている場合、以下の措置により解消が確実に視されることが必要。 ①(略) ②組合費・賦課金による収益、共同事業により債務超過を解消すること等に

				③ 組合費・賦課金による収益、共同事業により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。					について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。
8	(略)		○ ※直近事業年度の み	○ ※直近事業年度の み					
9	(略)		×	×	(略)				
10	(略)		×	×	(略)				
11	(略)								
12	監理事業所の建物に係る不動産登記事項証明書	(略)	×	×	×				
13	(略)		×	×	×				
14	監理事	(略)	◎	×	×	×			
7	(略)						△	△	
8	(略)						△	△	(略)
9	(略)						△	△	(略)
10	(略)								
11	監理事業所の土地・建物に係る不動産登記事項証明書	(略)					△	△	△
12	(略)						△	△	△
13	監理事業所の及び監	(略)							

	業所の <u>平面図</u> 及び監 理事業 所の写 真						
<u>15</u>	(略)			<u>×</u>	<u>×</u>		
<u>16</u>	(略)			<u>×</u>	<u>×</u>		
<u>17</u>	(略)			<u>×</u>	<u>×</u>		
<u>18</u>	(略)						
<u>19</u>	(略)			<u>×</u>	<u>×</u>	・(略) ・マイナ ンバー及 <u>び住民票</u> <u>コード</u> の 記載がな いもの。 ・(略)	
<u>20</u>	(略)		<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	(略)	
<u>21</u>	(略)			<u>×</u>	<u>×</u>	・マイナ ンバー及 <u>び住民票</u> <u>コード</u> の 記載がな いもの。 ・(略)	
<u>22</u>	(略)			<u>×</u>	<u>×</u>	<u>有効期間</u> <u>更新申請</u> <u>の場合</u> <u>は、「実習</u> <u>実施者名</u> <u>簿」(機構</u> <u>様式)も</u> <u>提出が必</u> <u>要。</u>	
<u>23</u>	監理責 任者等 講習の 受講証 明書の 写し	(略)		<u>○</u>	<u>○</u>		

	理事業 所の写 真						
<u>14</u>	(略)				<u>△</u>	<u>△</u>	
<u>15</u>	(略)				<u>△</u>	<u>△</u>	
<u>16</u>	(略)				<u>△</u>	<u>△</u>	
<u>17</u>	(略)						
<u>18</u>	(略)				<u>△</u>	<u>△</u>	・(略) ・マイナ ンバーの 記載がな いもの。 ・(略)
<u>19</u>	(略)			<u>△</u>	<u>△</u>	<u>△</u>	(略)
<u>20</u>	(略)				<u>△</u>	<u>△</u>	・マイナ ンバーの 記載がな いもの。 ・(略)
<u>21</u>	(略)				<u>△</u>	<u>△</u>	
<u>22</u>	監理責 任者講 習の受 講証明 書の写 し	(略)			<u>△</u>	<u>△</u>	
<u>23</u>	監理責 任者の 就任承 諾書及	(略)					

24	監理責任者の就任承諾書及び誓約書	(略)					
25	(略)						
26	(略)			×	×	×	(略)
27	外部監査人又は指定外部役員の講習の受講証明書の写し				○	○	監理責任者等講習の受講証明書の写し
28	外部監査人の就任承諾書及び誓約書	(略)					
29	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書	(略)					
30	(略)			○	×	×	有効期間更新申請の場合は、外国政府認定送出機関の分は提出不要。
31	(略)			×	×	×	(略)
32	(略)			×	×	×	
33	(略)			×	×	×	(略)

	び誓約書の写し						
24	(略)						
25	(略)			△	△	△	(略)
26	外部監査人講習の受講証明書の写し				△	△	
27	外部監査人の就任承諾書及び誓約書の写し	(略)					
28	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書の写し	(略)					
29	(略)			△	△	△	
30	(略)			△	△	△	(略)
31	(略)			△	△	△	
32	(略)			△	△	△	(略)
33	(略)			△	△	△	(略)

34	(略)		×	×	×	(略)		34	(略)		△	△	△	(略)
35	(略)		○	×	×	(略)		35	(略)					
36	(略)							36	(略)					
37	(略)							37	(略)					
38	(略)							38	(略)		△	△		(略)
39	(略)			×	×	(略)		39	(略)					一般監理事業の許可を受けようとする場合に提出が必要。
40	(略)					一般監理事業の許可を受けようとする場合又は一般監理事業の許可の更新を受けようとする場合に提出が必要。								
41	直近の監理団体許可条件通知書の写し		×	◎	×	×	全ての監理事業所について写しの提出が必要。	(新設)						

【通し番号】74

【改正箇所】別紙④ 移行対象職種・作業の一覧(コード番号付き)

改正			現行		
三 建設関係（二十二職種三十三作業）			三 建設関係（二十二職種三十三作業）		
コード	職種	作業	コード	職種	作業
(略)			(略)		
(削除)			3-2-3	築炉	築炉
(略)			(略)		
3-22-1	築炉	築炉	(新設)		
移行対象職種・作業の一覧			移行対象職種・作業の一覧		
七 その他（十九職種三十五作業）			七 その他（十九職種三十五作業）		
コード	職種	作業	コード	職種	作業
(略)			(略)		
7-20-1	鉄道車両	走行装置検修・解ぎ装	(新設)		
7-20-2	整備	空気装置検修・解ぎ装	(新設)		
九十九 規則別表第二第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種及び作業（二職種四作業）			(新設)		
コード	職種	作業			
99-1-1	空港グラン	航空機地上支援			
99-1-2	ドハンドリ	航空貨物取扱			
99-1-3	ング	客室清掃			
99-2-1	ボイラーメ	ボイラーメンテナン			
	ンテナンス	ス作業			

【通し番号】75

【改正箇所】別紙⑤ 監理団体の業務の運営に関する規程例

改正	現行
第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理 1～8（略） 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、 <u>本規程をインターネットにより公表（インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合は本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に本規程を掲示）</u> します。 10～11（略） 第6～7（略） 第8 その他 1～5（略） 6 本事業所の業務の運営に関する規 <u>程</u> は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。	第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理 1～8（略） 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、します。 10～11（略） 第6～7（略） 第8 その他 1～5（略） 6 本事業所の業務の運営に関する規 <u>定</u> は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

【通し番号】76

【改正箇所】別紙⑧ 参考様式一覧

改正				現行			
分類	No	様式名	様式番号	分類	No	様式名	様式番号
(略)				(略)			
(削除)				<u>申請（認定）</u>	<u>1</u>	<u>技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書</u>	<u>参考様式第1-4号</u>
申請（認定）	1	技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書	参考様式第1-5号	申請（認定）	1	技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書	参考様式第1-5号
(略)				(略)			
申請（認定）	1	技能実習期間満了前の移行についての申告書	参考様式第1-41号	申請（認定）	1	技能実習期間満了前の移行についての申告書	参考様式第1-41号
<u>申請（認定）</u>	<u>1</u>	<u>妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書</u>	<u>参考様式第1-42号</u>	(新設)			
<u>申請（認定）</u>	<u>1</u>	<u>意思確認書面</u>	<u>参考様式第1-43号</u>	(新設)			

【通し番号】77

【改正箇所】参考様式第1－4号

改正	現行
(削除)	<u>参考様式第1－4号(規則第8条第5号、第6号、第7号関係</u> (以下略)

【通し番号】78

【改正箇所】参考様式第1－5号

改正				現行			
技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書				技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書			
1 技能実習責任者の履歴書				(新設)			
(ふりがな)			②生年	年			
			月日	月			
①氏名			旦	旦			
③国籍 (国または地域)							
④職歴	年	月	主たる職歴				
⑤ 資格・免許							
⑥技能実習に係る講習の受講歴							
(注意)							
⑥は、講習を受講したことを証する書類を添付すること。							
2 技能実習指導員の履歴書				(新設)			
(ふりがな)			② 生	年			
			年 月	月			
①氏名			旦	旦			
③国籍 (国または地域)							
④職歴	年	月	主たる職歴				

⑤ 資格・免許				
⑥指導する技能等の経験年数（常勤の有無）	職 年 (☐ 常勤 ・ ☐ 非常勤)			
⑦技能実習に係る講習の受講歴	職 年 (☐ 常勤 ・ ☐ 非常勤)			
(注意)				
⑦は、講習を受講したことを証する書類を添付すること（受講した場合に添付）。				
3 生活指導員の履歴書				
(ふりがな)			②生年 月日	年 月 日
①氏名				
③国籍 (国または地域)				
④職歴	年	月	主たる職歴	
⑤ 資格・免許				
⑥技能実習に係る講習の受講歴				

(新設)

(注意)

⑥は、講習を受講したことを証する書類を添付すること（受講した場合に添付）。

次に記載する申請者の事業所における技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員に就任することを承諾するとともに、技能実習指導員が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（実習実施者）の氏名又は名称	
所属事業所の名称及び所在地	
指導する技能実習の内容 ※技能実習指導員に記載	

記

(略)

【誓約事項】

- 1 申請者又はその常勤の役員若しくは職員であることに相違ありません。今後、該当しなくなったときは、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の地位を退きます。
- 2 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 3 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体（団体監理型の場合）、取次送出機関（団体監理型の場合）又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 4 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則について、技能実習責任者にあつては第13条（第12条第1項第2号イからハまで）、技能実習指導員にあつては第12条第1項第2号、生活指導員にあつては第12条第1項第3号（第1項第2号イからハまで）に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の地位を退きます。

次に記載する申請者の事業所における技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員に就任することを承諾するとともに、技能実習指導員が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（実習実施者）の氏名又は名称	
所属事業所の名称及び所在地	
指導する技能実習の内容 ※技能実習指導員の場合のみ記載	

記

(略)

【誓約事項】

(新設)

- 1 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体（団体監理型の場合）、取次送出機関（団体監理型の場合）又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則について、技能実習責任者にあつては第13条（第12条第1項第2号イからハまで）、技能実習指導員にあつては第12条第1項第2号、生活指導員にあつては第12条第1項第3号（第1項第2号イからハまで）に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の地位を退きます。

(削除)	※表題及び下線部については該当しないものを
(以下略)	<u>二重線で削除すること。</u>
	(以下略)

【通し番号】79

【改正箇所】参考様式第1－16 号

改正			現行		
2. 宿泊施設			2. 宿泊施設		
宿泊施設の適正についての確認事項（入国後講習中の宿泊施設も含む）			宿泊施設の適正についての確認事項（入国後講習中の宿泊施設も含む）		
確認事項	措置の有無	特記事項	確認事項	措置の有無	特記事項
(略)			(略)		
<u>（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。</u>			(新設)		

【通し番号】80

【改正箇所】参考様式第 1-24 優良要件適合申告書(実習実施者)

改正	現行
3 技能実習生の待遇 Ⅱ 昇給率 ① 第 2 号技能実習への移行時 _____ % $((A - B) \div B \times 100)$ <u>A 第 2 号技能実習開始時の報酬 円</u> <u>B 第 1 号技能実習開始時の報酬 円</u> ② 第 3 号技能実習への移行時 _____ % $((C - D) \div C \times 100)$ <u>C 第 3 号技能実習開始時の報酬 円</u> <u>D 第 2 号技能実習開始時の報酬 円</u>	3 技能実習生の待遇 Ⅱ 昇給率 ① 第 2 号技能実習への移行時 _____ % ② 第 3 号技能実習への移行時 _____ %

【通し番号】81

【改正箇所】参考様式第1－42 号

改正	現行
<u>参考様式第 1－42 号</u> <u>妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国に</u> <u>ついての申告書</u> <u>(以下略)</u>	(新設)

【通し番号】82

【改正箇所】参考様式第1－43 号

改正	現行
<u>参考様式第 1－43 号</u> <u>意思確認書面</u> (以下略)	(新設)

【通し番号】83

【改正箇所】参考様式第2-16号 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

改正				現行			
団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等				団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等			
7 その他（ <u>20</u> 職種 <u>37</u> 作業）				7 その他（ <u>16</u> 職種 <u>28</u> 作業）			
コード	職種	作業	取扱いの有無	コード	職種	作業	取扱いの有無
7-2-1	印刷	オフセット印刷作業		7-2-1	印刷	オフセット印刷作業	
<u>7-2-2</u>		<u>グラビア印刷作業</u>		(新設)			
(略)				(略)			
<u>7-17-1</u>	<u>RPF 製造</u>	<u>RPF 製造</u>		(新設)			
<u>7-18-1</u>	<u>鉄道施設保守整備</u>	<u>軌道保守整備</u>		(新設)			
<u>7-19-1</u>	<u>ゴム製品製造</u>	<u>成型加工</u>		(新設)			
<u>7-19-2</u>		<u>押出し加工</u>		(新設)			
<u>7-19-3</u>		<u>混ぜ練り圧延加工</u>		(新設)			
<u>7-19-4</u>		<u>複合積層加工</u>		(新設)			
<u>7-20-1</u>	<u>鉄道車</u>	<u>走行装置検修・解ぎ装</u>		(新設)			
<u>7-20-2</u>	<u>両整備</u>	<u>空気装置検修・解ぎ装</u>		(新設)			
<u>9 9 社内検定型の職種・作業(2 職種・4 作業)</u>				(新設)			
<u>コード</u>	<u>職種</u>	<u>作業</u>	<u>取扱いの有無</u>				
<u>99-1-1</u>	<u>空港グラン</u>	<u>航空機地上支援</u>					
<u>99-1-2</u>	<u>ドハンドリング</u>	<u>航空貨物取扱</u>					
<u>99-1-3</u>		<u>客室清掃</u>					
<u>99-2-1</u>	<u>ボイラーメンテナンス</u>	<u>ボイラーメンテナンス作業</u>					

【通し番号】84

【改正箇所】参考様式第 4-12 号 外部監査実施概要

改正			現行		
外部監査実施概要			外部監査実施概要		
1 外部監査事項			1 外部監査事項		
監査事項	問題等の有無	問題内容	監査事項	問題等の有無	問題内容
⑩監理団体の業務（監理費の徴収を含む。）に係る規程をインターネットに公表していること。ただし、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合は、事業所内へ掲示していること。	有・無		⑩事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、監理団体の業務（監理費の徴収を含む。）に係る規程を掲示していること。	有・無	

【通し番号】85

【改正箇所】参考様式第 4-14 号 外部役員による確認概要

改正			現行		
外部役員による確認概要			外部役員による確認概要		
1 外部役員による確認の結果			1 外部役員による確認の結果		
監査事項	問題等の有無	問題内容	監査事項	問題等の有無	問題内容
⑩監理団体の業務（監理費の徴収を含む。）に係る規程をインターネットに公表していること。ただし、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合は、事業所内へ掲示していること。	有・無		⑩事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、監理団体の業務（監理費の徴収を含む。）に係る規程を掲示していること。	有・無	

【通し番号】86

【改正箇所】参考様式第 5-5 号 監理責任者等講習受講証明書

改正	現行
養成講習機関の代表者	養成講習機関の代表者 印

【通し番号】87

【改正箇所】参考様式第 5-6 号 技能実習責任者講習受講証明書

改正	現行
養成講習機関の代表者	養成講習機関の代表者 印

【通し番号】88

【改正箇所】参考様式第 5-7 号 技能実習指導員講習受講証明書

改正	現行
養成講習機関の代表者	養成講習機関の代表者 印

【通し番号】89

【改正箇所】参考様式第 5-8 号 生活指導員講習受講証明書

改正	現行
養成講習機関の代表者	養成講習機関の代表者 印